

令和5年（2023年）2月22日（水曜日）

第 3 号



令和5年第1回北海道議会定例会会議録

第3号

令和5年（2023年）2月22日（水曜日）

議事日程 第3号

2月22日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第53号及び第55号ないし第68号  
(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員 (95人)

議長 100番 小畑保則君  
副議長 61番 市橋修治君  
1番 寺島信寿君  
2番 木葉淳君  
3番 小泉真志君  
4番 鈴木一磨君  
5番 武田浩光君  
6番 植村真美君  
7番 佐々木大介君  
8番 滝口直人君  
9番 林祐作君  
10番 檜垣尚子君  
11番 星克明君  
12番 宮下准一君  
13番 村田光成君  
14番 渡邊靖司君  
15番 浅野貴博君  
16番 安住太伸君  
17番 内田尊之君

18番 瀧上綾子君  
19番 松本将門君  
20番 壬生勝則君  
21番 宮崎アカネ君  
22番 山根理広君  
23番 阿知良寛美君  
24番 田中英樹君  
25番 菊地葉子君  
26番 宮川潤君  
27番 中野渡志穂君  
28番 荒当聖吾君  
29番 白川祥二君  
30番 新沼透君  
31番 池端英昭君  
32番 小岩均君  
33番 菅原和忠君  
34番 中川浩利君  
35番 畠山みのり君  
36番 藤川雅司君  
37番 大越農子君  
38番 太田憲之君  
39番 加藤貴弘君  
40番 桐木茂雄君  
41番 久保秋雄太君  
42番 佐藤禎洋君  
43番 清水拓也君  
44番 千葉英也君  
45番 道見泰憲君  
46番 船橋賢二君  
47番 丸岩浩二君  
48番 梅尾要一君

49番	笠井龍司君	86番	中司哲雄君
50番	中野秀敏君	87番	藤沢澄雄君
51番	花崎勝君	88番	村田憲俊君
52番	三好雅君	89番	吉田正人君
53番	村木中君	90番	遠藤連君
54番	吉川隆雅君	91番	大谷亨君
55番	吉田祐樹君	94番	本間勲君
56番	佐々木俊雄君	95番	伊藤条一君
57番	田中芳憲君	97番	神戸典臣君
58番	沖田清志君	98番	高橋文明君
59番	笹田浩君	99番	和田敬友君
60番	松山丈史君	欠席議員(1人)	
62番	稲村久男君	92番	喜多龍一君
63番	梶谷大志君	欠員(4人)	
64番	北口雄幸君	74番	
65番	広田まゆみ君	82番	
66番	赤根広介君	93番	
67番	佐藤伸弥君	96番	
68番	中山智康君		
69番	安藤邦夫君	出席説明員	
70番	志賀谷隆君	知事	鈴木直道君
71番	真下紀子君	副知事	浦本元人君
72番	森成之君	同	土屋俊亮君
73番	大河昭彦君	同	小玉俊宏君
75番	池本柳次君	総務部長	
76番	滝口信喜君	兼北方領土対策部長	藤原俊之君
77番	須田靖子君	本部長	
78番	高橋亨君	総合政策部長	濱坂真一君
79番	三津丈夫君	総合政策部次世代社会戦略監	中村昌彦君
80番	平出陽子君		
81番	富原亮君	総合政策部地域振興監	北村英則君
83番	松浦宗信君		
84番	角谷隆司君	総合政策部交通企画監	宇野稔弘君
85番	千葉英守君	環境生活部長	森隆司君

環境生活部 ゼロカーボン推進監	今井太志君	教育部長 兼教育職員監	池野敦君
環境生活部 アイヌ政策監	相田俊一君	学校教育監	唐川智幸君
保健福祉部長	京谷栄一君	総務課長	奥寺正史君
保健福祉部 少子高齢化対策監	鈴木一博君	選挙管理委員会 委員長	石塚正寛君
経済部長	中島俊明君	選挙管理委員会 事務局長	上田哲史君
農政部長	宮田大君		
農政部 食の安全推進監	野崎直人君	議会事務局職員出席者	
水産林務部長	山口修司君	事務局長	佐々木徹君
建設部長	北谷啓幸君	議事課長	松井直樹君
財政局長	木村敏康君	議事課長補佐	松村伸彦君
財政課長	松林直邦君	議事係長	小倉拓也君
		議事課主任	古賀勝明君
教育委員会教育長	倉本博史君	同	成田将幸君

午前10時1分開議

○議長小畑保則君 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

[松井議事課長朗読]

1. 本日の会議録署名議員は、

吉川隆雅議員  
佐々木俊雄議員  
沖田清志議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第53号及び第55号ないし第68号  
(質疑並びに一般質問)

○議長小畑保則君 日程第1、議案第1号ないし第53号及び第55号ないし第68号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

植村真美君。

○6番植村真美君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。  
空知地域選出、自民党・道民会議の植村真美でございます。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、林業を担う人材の育成についてであります。

本道の森林による二酸化炭素の吸収量を増加させ、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するためには、トドマツやカラマツなどの人工林の伐採と伐採後の植林を計画的に進め、森林の若返りを図っていくことが大切です。

こうした中、道内では、森林所有者から森林施業を委託された森林組合が、伐採による木材の販売収入を伐採後の植林、下草刈りなどに充当し、長期にわたって森林整備を実施している実例もあると聞いています。

こうした取組を広げていくためには、森林所有者の費用負担の軽減を図ることはもとより、具体的な森林施業の収入見込みなどを森林所有者に提示するとともに、現場の状況に応じて事業を適切に実行できる人材が必要になってきます。

道内の森林組合や林業事業者では、人手不足や高齢化問題が大変深刻でございます。

現在、林業の担い手を育成する北の森づくり専門学院などもありますが、担い手の育成をさらに推進していく必要があると考えます。採用を受け入れる側も、育成に時間を取られるなど、負担も多いと聞いています。

道内の森林組合では、50歳以上の職員が4割程度、経験年数10年以下の若手職員が半数程度となっており、熟練した職員が引退する前に、経験の少ない若手職員の知識や技術の向上を図る必要があると考えますが、道は今後どのように取り組んでいくお考えなのか、所見を伺います。

次に、交通政策であります。

J R留萌線については、昨年8月に段階的に廃止する案を沿線自治体が受け入れ、廃止が正式に決定しましたが、私の地元であります空知の皆様と意見交換を行っている中、J R留萌線の代替交通となるバス路線については、地域の関係者が熱心に路線の在り方を御議論していただいているとお聞きする一方、通勤、通学や通院のため、もう少し利便性の高い機能的な交通体系にならないかといった声が聞かれます。

他方、こうした代替交通を運行するバス事業者の皆様においては、人口減少や長引く新型コロナウイルス感染症の影響などにより、大変厳しい経営状況にあることに加え、何よりも、運行を担う運転手が不足していると伺っているところであります。

今後もこうした運転手不足の状況が続けば、J R留萌線の代替交通のみならず、地域の住民に身近な公共交通である路線バスそのものの運行維持が困難になることが懸念されます。

実際に、路線バスの減便で悩む地域も多い中、タクシーチケットを配付している市町村、また、委託を受けた交通事業者においても、日中のバスに人員が取られて、ハイヤー部門の人員がいなく、夕方は移動手段がなくなる地域もあるなど、緊急時や、飲食店の方々からは夕方開業することも不安になるという声が届けられております。

昨年の3定にて、地方の生活交通の考え方を伺ったところ、道からは、維持可能な地域交通の確保を図るため、振興局が中心となり、市町村や交通事業者など関係者が連携し、広域の地域公

公共交通計画を策定し、交通事業者間の連携促進などに取り組んでいくことの答弁がありました  
が、そもそも運転者を確保していかなければ、こうした連携促進の取組も成り立たないのでは  
ないでしょうか。

将来にわたって持続できる地域交通の確保に向けて、運転手不足の解消は、一丁目一番地とし  
て取り組まなければならない重要な課題であると考えますが、道として今後どのように取り組ん  
でいくお考えなのか、所見を伺います。

次に、スポーツ振興についてであります。

国内では、現在、新型コロナウイルス感染症の影響から日常を取り戻すべく、様々な動きが見  
られています。

閉塞感が漂うコロナ禍の中、国民、道民を勇気づけてきたのがスポーツの持つ力だと強く感じ  
ています。

東京や北京冬季オリンピック・パラリンピックでの、どさんこ選手を含む日本選手の活躍が国  
民に多くの感動や勇気を与えてくれたのは、今なお鮮明に記憶しております。

しかし、スポーツに関しては様々な課題があり、大きなものとして、部活動の地域移行があり  
ます。

現在、道教育庁が、国の動きを受け、北海道部活動の地域移行に関する推進計画の策定を進  
め、市町村等への情報発信や連携、指導者や活動の場の確保などについて、部活動関係者とも協  
力し合い、取り組むこととしており、今後の動きが大いに気になるところであります。

私の地元での取組がある中ですと、野球独立リーグの美唄ブラックダイヤモンドの選手が講師  
を務め、地元の子どもたちに野球教室を開設し、選手とともに練習ができることが参加者の意欲  
をより高めることにつながっていること、さらに、沼田町で、先日、道のスポーツチャレンジ教  
室が開催されました。

このイベントでは、トリノ、バンクーバー、ソチのオリンピック3大会でモーグル競技の日本  
代表選手として活躍された方を講師に、小学生を対象としたスキー教室と、指導者、保護者を対  
象とした講習会が開催され、沼田町長をはじめ、町内外の参加者から大変喜ばれたと伺ってい  
ます。

北海道においては、深刻な少子化が想定される中、また、コロナ禍で低迷している地域経済を  
盛り上げていくためにも、私は、こういったスポーツの持つ力を北海道の隅々まで広げ、地域の  
活性化につなげていくことがこれまで以上に重要であるというふうに考えます。知事の所見をお  
伺いいたします。

続きまして、水道事業の在り方について伺います。

近年のコロナ禍におけるエネルギーや食料品などの価格高騰により、住民生活に大きな影響を  
及ぼしています。

こうした中、道内の水道事業者においては、事業の運営にも影響が出ている状況になっており  
ます。

水道は、地域住民にとって必要不可欠なライフラインの一つであり、このままエネルギー価格などの高騰が続けば、水道料金にも影響する可能性があるとして、関係者から心配する声が多く届いています。そうなれば、住民生活への負担はさらに増していくこととなります。

今、1か月の基本水道料は、一般家庭に多い口径20ミリメートルで20立方メートルの水を使用した場合であります。札幌市は3652円、一方、全国の中でも高いとされている地域は7000円に近い料金となっています。その約2倍の水道料となっているのは、空知地域の市町に点在している状況です。移住、定住にも影響が及んでいます。

また、水道事業は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大、加えて、電気料の高騰が続けば、浄水場の施設の維持管理を考えても、このままの状況が続くと経営が立ち行かなくなるおそれがあり、将来を見据えた水道事業の基盤強化が必要と考えています。

道においては、これらの課題に対し、水道事業者間の広域的な連携を推進するため、北海道水道広域連携推進プランの策定に向け取り組んでいると承知しておりますが、今後、広域連携の取組をどのように進めていくお考えなのか、伺います。

地域おこし協力隊制度の活用についてであります。

地域おこし協力隊については、現在、道内では、令和3年度に149市町村において821人も多くの隊員が活躍しています。

また、これまでの任期終了後の協力隊員の道内定着率も7割を超えるなど、多くの方々が地域に移り住み、それまでの経験やネットワークを生かし、引き続き、地域おこし活動に取り組まれています。

空知地域内においても、地域課題に密着して取り組む中で、話題性を高めていただいております。

鳥獣被害を担当し、地元猟友会とともに体制強化を試みる若者、地域の話題を取材してSNSなどを通して情報発信している者、地元の食材を使ったメニュー開発に頑張る者、日本遺産を管理する者、山を日頃から身近に考えていただけるために森林学校などを運営する者、また、自然環境の中でガイドを試みる者など、何もないと思われがちな地域でも、思いを寄せてくれる地域おこし協力隊が、住民の凝り固まった目線よりも新鮮な感覚で地域の資源を掘り出している中心的な存在となっていると考えます。

北海道は観光立国と掲げてきましたが、各市町村を見ても、観光人材を育成するといったことを具体的に取り組んでいるところはとても少なく、理解も薄いと感じています。

実際に、地域おこし協力隊の2年を経て、次の1年を、地域に残り、起業を試みながら地域の観光づくりに携わりたいと思っても、シーズンオフの冬には、どこか出稼ぎに行かなければ生活が成り立たないといった状態です。

協力隊員の活動分野は、それぞれの地域の課題解決に向け、観光資源の開発や魅力発信といった観光関係をはじめ、地場産品の開発や1次産業の支援など、多岐にわたっています。



こうした地域づくりの担い手として重要な役割を果たしている地域おこし協力隊をより積極的に登用し、連携を強化することが、地域の発展、ひいては北海道の発展にも資するものと考えますが、今後、道において、地域おこし協力隊の一層の活躍に向けてどのように取り組んでいくお考えなのか、伺います。

最後に、道立学校の施設整備について伺います。

昨年12月の第4回定例会の予算特別委員会において、道立学校の施設の状況等について議論をさせていただきました。総じて学校施設の老朽化が進んでおり、教育庁において計画的に大規模改修を行っているものの、対象となる施設が多く、順番待ちをしている状態といった印象を受けました。

私の地元・空知管内においても、多くの道立学校がありますが、老朽化が進んだ学校施設もあり、私も視察してまいりましたが、特に、雨竜や南幌の養護学校の老朽化等が進んでおり、対応については、地元からも適切な維持管理が求められております。

本日、傍聴席に来ていただいております雨竜町の西野町長をはじめ、議員の皆様からも、道の施設に対して強く御心配、御要望をいただいておりますが、雨竜高等養護学校の体育館は、屋根が真っ赤にさびておりまして、地域住民の方も心配を寄せている声が上がっています。

雨漏りや雪滑りも悪く、屋根の雪が軒下に入り込み、窓ガラスに突き刺さるという事態で、もし下に生徒がいたとしましたら、とても危険な状態でありますし、そのような同様の状況がほかにもあるといたしましたら、ぞっといたします。

また、学校施設の整備状況は、近年の人件費の高騰や、資材調達が難しいなどに加え、電気料金の引上げ等による物価高騰により、建築単価がさらに上昇し、修繕や改修の順番待ちが増えていくことが想定され、大変危惧するところでございます。

少子化が加速する中、また、厳しい財政状況の中ではありますが、本道の将来を担う子どもたちが安全に過ごせる教育環境を整備することが必要と考えますが、学びの場である学校施設について、今後どのように適切な維持管理に取り組んでいくお考えなのか、教育長に伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）植村議員の質問にお答えいたします。

最初に、スポーツ振興についてであります。道民の皆様が、スポーツを通じて健康で豊かな生活を形成することや、魅力ある人づくり、地域づくりに取り組むことが重要との認識の下、道では、裾野の拡大に向けて、トップアスリートを講師に、子どもたちを対象としたスポーツチャレンジ教室の開催や、保護者の方々、地域の指導者向けの講習会など、様々な取組を実施してきたところであります。

現在策定中の次期計画においても、こうした地域での取組を引き継ぐとともに、新たに、北海道スポーツみらい会議と連携し、市町村をはじめ、プロスポーツチームなどにも参加いただきながら、オール北海道で多様な取組を推進することとしております。

今後とも、スポーツをするだけでなく、見る、支えるといった多様な関わりを通じて得られるスポーツの持つ力を最大限活用し、道内各地域の活性化につなげられるよう、道民の皆様の誰もが、身近な地域でいつでもスポーツに親しむことができる環境づくりに一層取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊制度の活用についてであります。地域おこし協力隊は、道内各地の魅力発信のほか、観光や1次産業の振興など、地域づくりの担い手としての役割を担うとともに、任期終了後には、地域を支える人材として定住、定着につながるなど、この制度は、移住施策を推進する上でも重要な柱の一つであると認識しております。

このため、道では、これまで、市町村における制度の活用や隊員の確保が進むよう、先進的な隊員活動事例に関する情報提供や、移住イベントと併せた隊員募集の周知などに取り組んできたところであります。

今後は、こうした取組に加え、より多くの隊員を本道に呼び込むため、2泊3日以上地域協力活動を体験するおためし地域おこし協力隊など、地域における実際の活動や生活をイメージしてもらい活動を市町村に積極的に働きかけるほか、隊員間の交流促進とネットワーク化、起業、就業に向けたきめ細かなサポートの強化など、受入れから定着までの一貫した支援を充実させ、隊員が全道各地域で活躍し、道内への定住、定着が一層進むよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 水産林務部長山口修司君。

○水産林務部長山口修司君（登壇）林業を担う人材の育成についてであります。本道の人工林資源が利用期を迎える中、伐採と伐採後の着実な植林により森林の若返りを進めるためには、地域の民有林の整備を担う森林組合が、森林所有者から長期にわたる森林経営を受託し、計画的、効率的に森林施業を行うことが重要であります。

一方、森林組合におきましては、ベテラン職員の持つ知識や技能を若手職員に円滑に継承することが課題となっておりますことから、道では、若手職員を対象に、現地の地形などを踏まえた伐採区域の設定や植林樹種の選定、事業計画や収支を分かりやすく森林所有者に説明する提案書の作成について、林業普及職員が指導助言を行っているところでございます。

また、関係団体と連携をし、ICT等の先進技術を活用した効率的な伐採や植林方法の研修を実施するなど、地域に根差して、持続的な森林経営を行うことができる高度な知識と技術を有する人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）交通政策に係るバス運転手の確保についてでございます。バス事業者は、地域の暮らしや産業を支える極めて重要な役割を担っておりますが、高齢の運転手などの退職や新規採用者数の減少などから、多くの事業者において運転手不足に直面

しており、地域の路線を確保していく上で重要な課題であると認識しております。

道では、これまで、北海道バス協会や各地区の事業者と連携を図りながら、合同就職相談会の開催や若年運転手の確保に向けたガイドブックの作成などに取り組むとともに、現在、道内8地域で策定中の地域公共交通計画におきましても、運転手不足を重要な課題と位置づけ、地域としての取組を検討しているところでございます。

また、国におきましても、道路交通法を改正し、バスの運転に必要な2種免許取得の年齢要件を引き下げますとともに、令和4年度の補正予算では、交通事業者が運転手を育成する場合の費用に助成するなどの充実が図られたところであり、道といたしましては、こうした国の取組も踏まえつつ、引き続き、関係者の皆様との連携を強化しながら、運転手の確保はもとより、利用促進に向けた取組を進めるなど、生活バス路線の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 環境生活部長森隆司君。

○環境生活部長森隆司君（登壇）水道事業の広域連携についてでございますが、本道の水道事業は、広域分散型の地域特性から収益性が低い環境にあることに加え、今後、人口減に伴う料金収入の減少をはじめとする様々な経営上の課題に直面することが見込まれております。

こうした状況を踏まえますと、持続可能な事業運営に向けては、広域連携の取組は一定のコスト削減効果が見込まれるとともに、業務運営や施設利用の効率化を通じた経営基盤の強化が期待されるところであります。

このため、道といたしましては、このたびお示しをした広域連携推進プランに基づきまして、事業者の皆様と現状や将来像について認識を共有するとともに、維持管理等のソフト面や浄水場の集約等のハード面での連携など、実情に応じて様々な形態から最適な連携方法が選択できますよう、地域における検討の場において意見交換を重ねるなど、広域的な連携が促進されますよう取り組んでまいります。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）植村議員の御質問にお答えをいたします。

教育環境の整備についてであります。北海道ファシリティマネジメント推進方針では、道有建築物等の長寿命化やライフサイクルコストの縮減に向けた取組を進めるため、予防保全型の計画的な修繕を推進することとしており、道教委では、建築後、経過年数に応じて大規模改造工事を実施するほか、耐用年数到達前に長寿命化診断を行い、必要に応じて長寿命化改修工事を実施しております。

また、北海道教育委員会建築物等保全規程に基づき、学校等が実施する定期点検で指導助言を行うとともに、災害等の場合には、現地調査を実施し、臨時・応急的な対策を検討いたしております。

道教委といたしましては、昨今の建設工事を取り巻く状況を踏まえまして、引き続き、国による補助の拡充等を要望するとともに、知事部局とも連携をし、緊急性や優先度を考慮しつつ、計

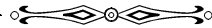
画的な修繕等を進めながら、児童生徒一人一人にとって良好な教育環境となるよう、施設の整備、保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 植村真美君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩



午前10時33分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

森成之君。

○72番森成之君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、鈴木道政1期4年の成果についてであります。

2019年4月、道民多数の支持を受けてスタートした鈴木道政は、1期4年の仕上げを迎えております。

知事は、就任当初、新しい北海道づくりに向けて、新たな発想と行動により、本道が直面する課題を克服し、確かな未来への道を切り開いていく、また、豊かな地域や確かな未来、活力ある産業など、三つをテーマとして果敢に挑戦するなど述べられてきたところであります。

一方、現下の本道においては、人口減少問題が進んでいるのをはじめ、本格的な少子・高齢社会対策、依然として深刻な医師不足問題への対応、さらには、エネルギーや物価高騰対策など、様々な道政諸課題を抱えており、これらの早急な解決が求められているものと考えます。

そこで伺います。

1期4年間の成果について、御自身はどのように認識されているのか、また、残された道政諸課題についてどのような所見をお持ちなのか、併せて伺います。

次に、今後の取組についてであります。

知事は、先般、今春の知事選への2期目の出馬表明をされました。この中で、エネルギー、デジタル、食の3分野を柱とし、北海道の価値を押し上げていくために果敢に挑戦していくなど、再選への決意を述べられたところであります。

しかしながら、道民の命と暮らしを守り、未来へ向けた確かな道を切り開いていくためには、北海道が抱える様々な課題に対し、一つ一つ粘り強く取り組んでいくことはもちろんのこと、その成果と課題解決に向けた道筋を道民に示さなければならないものと考えます。

道民に対し、知事自らが、将来に向けて一体何を目指すのかなど、その具体的なビジョンを示すべきではないかと考えます。

改めて、自らの決意と政策を含め、知事の所見を伺います。

次に、本道経済の活性化についてであります。

国は、コロナについて、5月から2類相当から5類に引き下げることが決定しており、道内外において経済の回復の足取りがより確かなものになるとの期待が高まりつつあります。

そこで伺います。

今後の本道の景気・経済状況の見通しと、それを踏まえ、本道経済の活性化に向けてどのように取り組む考えなのか、伺います。

また、DXやGXなど、この間、社会経済の在り方を根本的に変える可能性のある様々な変化も生じている中で、本道経済を着実な成長に導くことは決して容易ではないものと考えます。

このため、我が党は、さきの明年度道予算の要望書において、例えば、本道の経済活性化に向けて、デジタル、データセンター、自動車、そして半導体等の企業誘致等に積極的に取り組むことなどと申し入れたところであります。

特に、半導体については、これまでも議会で取り上げてきたところでありますが、このような中で、先般、知事は、最先端半導体の国内生産を目指す新会社であるラピダス社に対し、道内への工場建設などを要請したものと承知しております。

今後、これらの視点を踏まえ、どのように取り組む考えなのか、併せて知事の所見を伺います。

次に、物価高騰対策についてであります。

長期化するウクライナ危機などによるエネルギーや原材料価格の上昇、物価高騰など、今や看過できない状況にあるものと考えます。

今後、ますます高騰が予想される中で、どのような対策に取り組まれるのか、伺います。

次に、中小企業対策についてであります。

感染症の影響を受けた中小企業者向け無利子融資制度、いわゆるゼロゼロ融資がスタートしてから今年で3年となります。

ゼロゼロ融資の無利子期間は3年間であり、早ければ、今年の5月には無利子期間が終了し、利子の支払いが始まることになるものと承知しております。

厳しい経営環境に置かれており、売上げや利益が減少している道内の中小企業者にとって、ゼロゼロ融資の返済や利払いが非常に大きな問題であるものと考えます。

返済に不安を抱える道内の中小企業者に対し、道はどのように支援していく考えなのか、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国においては、さきに、新型コロナウイルスの発生から3年が経過し、第8波における感染者数も減少傾向にある中で、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しを決定するとともに、マスクについては、行政が一律のルールとして求めるのではなく、個人の主体的な判断を尊重し、着用の判断は個人に委ねることを基本とする方針を示されたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルスがなくなるわけではなく、社会経済活動を日常に戻すに当

たっては、引き続き、感染防止対策の継続や公衆衛生体制の強化等が重要であるものと考えます。

そこで伺います。

まず、今後の対応についてであります。

今般の5類への移行は、医療提供体制や医療費の公費負担の在り方など、これまでの対応を大きく変えるものであります。

国は、5類になった以降も、手洗いやうがい、換気など、基本的な感染対策は引き続き行う必要があるともしております。

本道においても、円滑な移行への対応を図るためにも、道民や医療機関、事業者等へのなお一層の丁寧かつ的確な情報提供が重要であるものと考えます。

道は、今後、道民や医療機関、事業者等が混乱することがないように、どのような対応を進めていく考えなのか、知事に伺います。

次に、学校における感染症対策についてであります。

文部科学省は、今月10日、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方を示し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする旨の通知を行ったものと承知しております。

この3年間、児童生徒は、新型コロナウイルス感染症により、多くの制約を受けてきたところであり、こうした動きは、本来の学校生活を取り戻す一歩となることが期待されますが、一方、マスクをしなくていい、また、学校行事も以前のように進めるとなれば、感染が再び拡大する懸念もあるものと考えます。

教育現場では、今後も感染症対策を徹底することが求められているものと考えますが、この3年間にも及ぶ新型コロナウイルス感染症対策から得られた、また、学んだ知見や経験を生かし、感染症対策や公衆衛生上の視点から、例えば、専門家などによる出前講座の充実や担当職員の研修会の拡充などを含め、子どもたちへの健康教育の充実になお一層積極的に取り組むべきと考えます。教育長の所見を伺います。

次に、交通政策についてであります。

コロナ禍の間、人口減少が進み、加えて、人々の生活スタイルが変わってきていることもあって、今後も交通需要はコロナ前の状況には戻らないとの声も多く伺っております。

そこで伺います。

まず、交通需要の現状についてであります。

道は、コロナ禍における公共交通需要の回復を図るため、ぐるっと北海道を実施してきたものと承知しております。

この取組は、交通需要の喚起に一定の効果があったことはもちろん、複数の交通モードが連携した場合には割引率が高くなるといった工夫により、例えば、航空会社と空港連絡バスの運行会社が連携した割引乗車券を販売して好評を得るなど、交通事業者間の連携が進んだといった成果

があったものと承知しております。

道では、交通需要の現状についてどのように認識しているのか、伺います。

次に、交通政策についてであります。

ぐるっと北海道は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施しておりますが、公金を使って公共料金を割引く以上、いつかはこうした取組は終息せざるを得ないものと考えます。

しかしながら、北海道を発展させ、全道各地域を活性化させていくためには、新幹線、フェリー、JRや航空など、全体を俯瞰した総合的な交通体系を構築していくことが必要と考えます。

道は、今後、交通ネットワークの確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、保健・医療問題についてであります。

今年4月に発足するこども家庭庁は、これまで、各府省庁に分かれておりました子ども関連の政策を一元的に担う機関であると承知しております。

こども家庭庁が創設されることにより、従来、内閣府に置かれていた子ども・子育て本部や厚生労働省の子ども家庭局は、こども家庭庁に移管され、また、厚生労働省管轄の保育園と内閣府管轄の認定こども園も、4月以降、こども家庭庁の管轄になることが決まっているとのことであります。

道としても、こども家庭庁の創設を見据え、新たな推進体制を整備し、子ども政策の充実を図るべきと考えますが、今後どのように対応する考えなのか、伺います。

次に、子育て支援の充実についてであります。

我が党では、先般、子どもの幸せを最優先する社会を実現するとともに、少子化、人口減少という事態を乗り越えるための具体策等について、子育て応援トータルプランとして取りまとめたところであります。

このような中、1月23日に召集されました通常国会の施政方針演説において、岸田首相は、従来とは次元の異なる少子化対策を実現すると表明し、現在、その具体化に向けた検討が国レベルで行われているものと承知しております。

私たちは、先月27日、知事に対し、道政執行に対する重点要望として、結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで、切れ目ない支援策の充実など、本格的な子ども政策に取り組むことを要望しております。

道は、今後、子育て支援の充実にどのように取り組む考えなのか、所見を伺います。

次に、メディカルウイングについてであります。

昨年、私は、札幌丘珠空港で、救急車で空港に着いた新生児が、医師と一緒にジェット機に乗り、御両親の待つ地元に向けて搬送される様子を見送り、元気に育ててほしいと願わずにはいられなかったところであります。

我が党は、これまでも、こうした現地視察をはじめ、関係機関などから要望、意見を伺ってき

たところであります。

そこで伺います。

本事業については、この間、利用された患者や御家族の方々からは感謝の声が寄せられているところであり、大変有意義な事業であると考えます。

一方、近年の運航実績は、年間20件を下回っている状況にとどまっておりますが、道としてどのように考えているのか、伺います。

また、本事業については、これまで、搬送先での治療を終えた患者を元の医療機関に搬送する、いわゆるバックトランスファーについて、国の補助の対象外であるため、道の事業としては実施されておらず、現在は、北海道航空医療ネットワーク研究会において、民間の寄附金を活用して、小児患者の搬送の一部に対応しているものと承知しております。

小児のバックトランスファーの重要性については、我が党において、これまで再三、議会で指摘してきたところではありますが、道として、どのように認識し、今後どのように対応していくのか、伺います。

次に、札幌医科大学についてであります。

札幌医科大学は、これまで、地域医療への貢献をはじめ、再生医療の実用化など、最先端の医療研究に積極的に取り組まれております。

中でも、本道における新型コロナウイルス感染症対策に関して極めて大きな役割を果たされており、今後も引き続き、感染症対策の拠点として、その役割を發揮していくべきと考えます。

今日、本道は、感染症専門医師が少ないという状況にあり、このような中で、札幌医科大学附属病院においては、本道における感染症医療、感染対策に係る人材育成を目的として、昨年10月に感染症医療教育・支援センターを設立したものと承知しております。

道として、本センターの支援に向けて積極的に取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、ゼロカーボン北海道についてであります。

道は、今議会に、総合的かつ計画的なゼロカーボン北海道の実現に向けた取組を展開するため、改正条例等が提案されているところでもあります。

そこで伺います。

道においては、2030年度を目標に48%の削減の目標値を掲げておりますが、これらを達成するためには、道民はもとより、市町村、民間事業者を含めた経済界など、幅広い連携を図り、取組を加速化していかなければならないものと考えます。

どのような見通しをお持ちなのか、また、そのためには、これら道内の取組を支援、バックアップするため、例えば、ゼロカーボン基金の創設などを検討してはどうかと考えます。併せて所見を伺います。

次に、道立広域公園についてであります。

我が党は、これまで、道立広域公園の空白地域である道東の釧路総合振興局管内の白糠町での



新規整備の必要性について、再三申し上げております。

このような中で、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIが創設され、道立広域公園においても、今後、民間資金による新たな公園施設の整備が期待されるものと考えます。

一方、現在供用している11の道立広域公園の経過年数が進んでおり、各公園の経過年数は、最も古い真駒内公園では47年、最も新しいオホーツク流氷公園においても13年が経過しており、老朽化が進む既存の公園施設の安全、安心を確保するためにも、重点的、効率的な更新投資を行う必要があるものと考えます。

道では、道立公園施設長寿命化計画において、公園施設の計画的な老朽更新の整備方針を示すとともに、園路やトイレといった施設のバリアフリー化を行うこととし、より使いやすい公園の整備を進めているものと承知しております。

そこで、公園施設の老朽化対策とバリアフリー化について、道として今後どのように進めていくのか、伺います。

次に、食料安全保障への寄与についてであります。

新興国の人口増加に伴う食料需給の増大、長引く新型コロナウイルスの影響や、ロシアによるウクライナ侵略など、様々なリスクの発生により、食料の多くを輸入に頼ってきた我が国におきましては、小麦や大豆、飼料や肥料などの価格高騰の影響をじかに受けることとなったものと考えます。

また、国内では、人口減少に伴う食市場の縮小や農業従事者の減少など、農業、農村をめぐる情勢が大きく変化してきており、国においては、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討が行われているものと承知しております。

このような中、我が国の令和3年の農業産出額は8兆8384億円となっており、そのうち、本道は1兆3108億円と全国の約14%を占めるなど、食料供給地域である本道の役割はますます高まってきているものと考えます。

我が国の食料安全保障に対し、道はどのように寄与していくのか、所見を伺います。

次に、教育問題についてであります。

2021年度の道内公立小中学校における不登校児童生徒数は1万464人に上り、前年度から1591人増え、過去最多となったところと承知しており、憂慮すべき状況となっております。

そのため、不登校の児童生徒一人一人に応じた学びの機会を提供し、進学や就職の希望をかなえる環境を整備する必要があるものと考えます。

道教委は、これまで、不登校対策についてどのように取り組んできたのか、伺います。

次に、不登校特例校の設置についてであります。

不登校児童生徒への支援策として、不登校特例校による支援が考えられます。

不登校特例校は、児童生徒一人一人に合わせてカリキュラムを柔軟に組めることが特徴でありまして、昨年4月時点で、10都道府県に、公立、私立を合わせて21校が設置され、成果を上げて

いるとのことでもあります。

国においても、不登校特例校の設置促進を進めているものと承知しておりますが、不登校特例校の設置について、道教委の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）森議員の質問にお答えいたします。

最初に、これまでの道政運営についてであります。私は、4年前の知事就任以来、活力あふれる北海道の未来の実現に向け、ピンチをチャンスにという視点を持ちながら、これまで、日々、全力で道政を推進してまいりました。

新型コロナウイルス感染症との闘いでは、前例がなく、知見も限られる中、日々、苦悩しながらも、多くの方々の御理解と御協力をいただき、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に力を尽くしてまいりました。

こうした中、ほっかいどう応援団会議の取組では、道内外から多くの応援をいただくとともに、どさんこプラザの新規出店や食の輸出拡大に取り組み、2022年の輸出額は、目標額の1500億円を達成する見込みとなったほか、アドベンチャートラベル・ワールドサミット2021の開催、出産等に係る支援の拡充や地域枠医師の配置による地域医療の確保などにも取り組んでまいりました。

私としては、コロナ禍はもとより、国際情勢の変化や物価高騰など、道民の皆様の暮らしに大きな影響が及んでおりますことから、引き続き、こうした変化に的確に対応するとともに、デジタル化、ゼロカーボン北海道の推進など、北海道の未来を見据えた取組を進めていく必要があると考えております。

次に、今後の道政運営についてであります。国際情勢の変化やエネルギー価格高騰など、北海道を取り巻く環境が急激に変化する中、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経済活動を守ることが重要になっております。

このため、緊急経済対策をはじめ、子ども政策や女性支援、医療、福祉など、優しく温かい社会をつくり、新たな感染症や巨大地震に備え、交通・物流基盤など、命を守り、暮らしや産業を支える基盤の強化を進めてまいります。

また、エネルギー問題や地球温暖化、食料安全保障など、我が国、そして世界が大きな課題に向き合う中、今がまさに北海道のポテンシャルを最大限発揮すべき重要な局面であり、エネルギー、デジタル、食の三つの分野で北海道の価値をさらに押し上げていくため、果敢に挑戦をしていかなければならないと考えております。

エネルギーに関しては、豊富な再生可能エネルギーの活用を進め、海底送電ケーブルの整備促進に取り組みながら、ゼロカーボン北海道の取組を加速し、環境と経済の好循環を実現してまいります。

デジタルに関しては、本道への過去最大の投資となり、イノベーションを起こす鍵ともなる世

界最先端の半導体製造拠点の道内立地に向けて全力で取り組むとともに、データセンターをはじめとするデジタル産業の集積を進めてまいります。

食に関しては、基幹産業である農林水産業の持続的な発展はもとより、我が国の食料安全保障の強化に寄与していけるよう、生産基盤の整備や輸入依存穀物の生産拡大などに取り組むとともに、豊かな環境が育む多彩な食の魅力を磨き上げてまいります。

また、魅力的な観光資源をはじめ、自然、スポーツ、アイヌ文化など、世界に誇る北海道の価値を高めるほか、深刻な人材不足への対応や、時代の変化に対応できる教育や人づくりにも取り組んでまいります。

こうした政策は、地域の皆様とともに、一步一步、着実に歩みを進めていくことが大切であり、企業や地域おこし協力隊の方々との連携を強化するなど、ほっかいどう応援団会議をさらに発展させながら、地域の声を聞き、共に考え、行動してまいります。

私は、こうした基本的な考えの下、職員と一丸となり、北海道が直面している様々な困難に立ち向かい、道民の皆様と命と健康、暮らしをしっかりと守り抜くとともに、北海道の確かな未来をつくっていくため、その先陣を切っていく役割を担いながら、道民の皆様とともに、ひたむきに北海道を前へ進めてまいる決意であります。

次に、経済活性化に向けた今後の取組についてであります。エネルギーや原材料等の価格高騰が長期化し、本道経済の先行きが見通せない中であって、その一層の発展を図っていくため、道として、エネルギー、デジタル、食の三つの分野に一体的に取り組む、相乗効果を生み出し、北海道の価値をさらに押し上げてまいります。

特に、世界最先端の国産次世代半導体の技術開発、量産製造に向けて取り組んでいるラピダス社については、私としては、その壮大な挑戦に共に挑みたいとの思いから、先日、同社を訪れ、製造、研究、人材育成などの複合拠点、さらには、本社機能の本道への立地を強く働きかけてまいりました。

仮に立地が実現すれば、本道への過去最大の投資となるメイド・イン・北海道の次世代半導体の製造拠点の立地に加え、関連産業等の集積につながるものでありますことから、本道の力を一つに結集して、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関し、今後の対応についてであります。国の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針では、医療費の自己負担は、急激な負担増が生じないよう、一定の公費支援を期限を区切って継続することや、インフルエンザなどと同様、幅広い医療機関で受診できる体制に向けて、段階的な移行を目指すこと、必要なワクチン接種は引き続き自己負担なく受けられるようにすること、引き続き効果的な換気や手指衛生の励行などの方向性が示されたところであります。

こうした見直しに際し、道では、市町村や関係団体、有識者の方々などから御意見を伺った上で、国民に過度な負担を強いることなく、納得の得られる医療費の制度設計や、感染拡大期における医療の確保、ワクチン接種計画の提示と国費による支援などの課題を取りまとめたところで

あります。

これらを踏まえ、国から国民の皆様への十分な説明と周知、国費による財政的支援の継続、具体の検討内容の早期提示、さらには、市町村や関係団体とも協議することなどを全国知事会と連携して国に求めており、引き続き、新たな変異株の出現なども想定してモニタリングしつつ、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、5類への位置づけ変更に当たっては、道民の皆様、とりわけ、高齢者等の重症化リスクの高い方の命と健康を守りながら、医療機関をはじめ、地域に混乱を招くことなく移行していくことが何より重要との考えの下、国において、必要な対応策を講じつつ、国民の皆様の理解を深めるために丁寧な説明を行うよう働きかけてまいります。

さらに、今後、国から示される具体的な方針を道民の皆様などへ速やかに情報提供し、理解促進を図りながら、道としても、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るなど、円滑な移行に向け、機を逸することなく、全力で取り組んでまいります。

次に、交通ネットワークの確保についてであります。全国を上回るスピードで進行する人口減少の進行に加え、コロナ禍における人々の行動変容などによる交通需要の減少、さらには、燃油価格の高騰など、本道の交通を取り巻く環境は厳しい状況にあるものと認識しております。

道としては、道民の皆様の暮らしや産業活動を支える交通ネットワークを形成していくためには、こうした様々な環境の変化に対応しつつ、交通事業者間の連携による利便性の向上や、地域における最適な交通モードの構築、さらには、交通需要の増加に資する国内外からの交流人口の一層の拡大に向けた取組を加速させていくことが重要と考えており、今後とも、市町村をはじめ、交通事業者や関係団体の皆様と丁寧な議論を重ねながら、本道の発展を支える持続的な交通ネットワークの実現に向け、交通政策総合指針に掲げる各般の施策に取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてであります。国では、今後の子ども政策の基本的な方向性について議論を進めており、6月の骨太方針で、将来的な子ども予算倍増に向けた大枠が示される予定であることから、道としては、議論の内容を注視するとともに、新たな事業の創設や関連施策を拡充する際には、施策の考え方や事業内容等を早期に示し、自治体の理解を得ることや、国が十分な財源を確保し、新たな地方負担が生じることのないよう、全国知事会などと連携して要請を行っていくこととしております。

今後とも、市町村と連携し、出産・子育て応援事業を着実に実施するとともに、国が取りまとめる新たな対策に適切に対応しながら、子どもや家庭が抱える様々な課題解決に向けた包括的な支援の充実に努め、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる北海道づくりに取り組んでまいります。

次に、メディカルウイングについてであります。令和2年1月に国内で新型コロナウイルスの感染が確認されて以降の搬送件数の減少傾向について、因果関係は確認されておりませんが、その背景の一つには、この感染症の影響があるものと考えております。

また、小児患者の治療後の搬送手段が確保できない場合、搬送先で長期入院を余儀なくされる

ほか、親子が離れることに伴い、心理面への影響といった課題があることから、バックトランスファーは大変重要と考えており、道では、これまで、戻り搬送に係る移送費の保険適用などを国に要望してきております。

道としては、引き続き、道医師会をはじめ、運航の委託先であるHAMNの関係者とも連携し、国に必要な要望を行うほか、メディカルウイングの効果的かつ安定的な運航が継続され、道内のどこに住んでいても高度・専門医療が受けられるよう、航空搬送体制の確保に取り組んでまいります。

次に、札医大についてであります。札医大では、新型コロナウイルス感染症の重症患者の受入れを行うなど、感染症対策に精力的に取り組み、地域医療の確保や道民の皆様の健康維持・増進に大きな役割を果たしているところであります。

こうした中、コロナ禍により、総合的な感染症対策を実践できる人材が不足しているとの考えから、附属病院に感染症医療教育・支援センターを設置し、道内の医師や看護師、薬剤師といった医療従事者の方々などを対象としたセミナーを開催したほか、本年3月には、道や医師会と共催で感染対策に関する研修会を開催するなど、感染症対策に積極的に取り組んでおります。

札医大においては、こうした取組を通じ、感染症対策の推進に寄与していく考えであり、道としては、札医大が今後とも本道の地域医療に貢献する役割を果たすことができるよう、意見交換を通じ、課題やニーズを共有するとともに、関係部局が緊密に連携し、必要な支援に努めてまいります。

次に、ゼロカーボン北海道についてであります。温暖化防止対策条例案では、新たに基本理念を設けるほか、道の責務規定の追加や事業者の取組を促進する排出量報告制度の改善、吸収源対策などの規定を設け、各分野での取組を促進することとしております。

道としては、畜産バイオマスなど地域資源を生かした取組が全道各地で展開されるよう、新エネの導入支援や、専門知識、ノウハウの提供などにより、市町村を後押しするとともに、低利の融資制度の創設や金融機関との連携による金利優遇措置など、脱炭素に意欲的な事業者の支援に努め、市町村や事業者等の取組の加速化を図る考えであります。

また、これまで、新エネルギー導入加速化基金や森林環境譲与税を活用し、新エネの導入や森林整備等を促進してきたところであり、今後も、国の補助金や地方債、さらには企業版ふるさと納税など、様々な制度の効果的な活用により、必要な財源の確保に努め、ゼロカーボン北海道の実現に向けた多様な取組を積極的に推進してまいります。

最後に、食料安全保障の強化についてであります。世界的に食料需給をめぐるリスクが高まる中、国においては、食料安全保障を強化していくため、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検証が行われており、道では、こうした動きに対応し、昨年7月に庁内に設置した食料安全保障に関する推進チームが中心となり、国との意見交換を実施し、本道の役割や道産農産物の増産、輸入代替への支援などについて提案してまいりましたが、昨年12月に政府が決定した食料安全保障強化政策大綱に、道の提案内容がおおむね反映をされました。

道としては、国内で生産できるものはできるだけ国内で自給していくことが重要と考えており、大綱に基づく構造転換の実現に向け、基盤整備の推進やスマート農業の加速化はもとより、小麦や大豆などの輸入依存穀物や自給飼料の生産拡大、チーズなどの輸入品から道産品への置き換え、堆肥や稲わらなどの有機物資源の有効活用を進めるなど、本道農業の生産力と競争力を高め、我が国の食料安全保障の強化に最大限寄与してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、緊急経済対策についてであります。道民の皆様や事業者の方々が不安を抱える中、社会経済活動の回復を確かなものとしていくため、道では、物価高騰の影響緩和や子育て世帯への支援、需要喚起など、暮らしの安心や経済の活性化に向けた取組につきまして、所要の補正予算案を提案し、議決いただいたところでございます。

今後は、これらの事業の迅速な執行に努めますとともに、引き続き、経済対策推進本部を通じて把握した地域や事業者の方々からの支援ニーズを踏まえまして、市町村や関係機関との密接な連携の下、各般の施策に取り組んでまいります。

次に、中小・小規模事業者への支援についてでございますが、エネルギーや原材料の価格高騰によるコストアップなどにより、中小・小規模事業者の経営環境は厳しい状況にある中、来年度にはゼロゼロ融資利用先のほとんどが返済開始となり、今後、事業者の資金繰りの悪化が懸念されるところでございます。

このため、道では、事業者の返済負担を軽減するため、既存融資の借換えが進むよう、先月、道の融資制度の貸出し要件を緩和し、借換え融資の利用を促進するほか、金融機関に対しまして、融資先へのモニタリングの強化や積極的な融資、返済条件変更への柔軟な対応を繰り返し要請してまいりますとともに、事業者の経営改善に向けた専門家派遣や伴走型の経営相談などにより、関係機関と緊密に連携しながら、厳しい環境に置かれている中小・小規模事業者に寄り添ったきめ細かい支援を進めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）交通需要についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動自粛で失われた交通需要を早期に回復させることが重要であるとの認識の下、まずは、道内公共交通の利用促進を図るため、交通事業者の皆様の御協力をいただきながら、令和2年7月から、ぐるっと北海道を実施し、割引乗車券や交通事業者の連携による新たな周遊切符の販売などを通じて、道内の交通需要の喚起に一定の役割を果たしたものと認識しております。

全国的に、感染拡大を防止しながら日常生活や社会経済活動を維持していく流れの中、主な交通機関の利用動向といたしましては、昨年3月下旬以降から移動の自粛がなされなかったことに

加え、年末年始には道外からの人流も増加し、全体で8割程度まで回復しているところでございます。

道といたしましては、今後、インバウンドをはじめとする道外からの観光需要が回復傾向にあるなど、さらに人流の増加が見込まれるものと認識しておりまして、引き続き、交通需要の動向について注視してまいりる考えでございます。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）保健・医療問題に関し、今後の子ども政策についてであります。来年度から設置されるこども家庭庁には、常に子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、自立した個人として健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子ども政策を強力に進めていく司令塔役としての役割が期待されるところであります。

道といたしましても、子どもや子育て当事者の視点に立った企画立案、民間企業などの多様な主体との協働連携、福祉・教育部局間の連携強化などを基本としながら、市町村や関係団体、子育て事業関係者など、幅広い方々から課題やニーズを伺うなどして、今後の子ども政策を展開することといたしております。

現在、こども家庭庁の組織や予算などを参考としながら、業務の集約化などのほか、子ども政策に関する企画立案機能や関連データの分析、情報発信など、強化すべき業務の在り方について庁内協議を進めており、子どもが抱える様々な問題に対処しながら、効率的、効果的に関連施策を推進していけるよう、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）道立広域公園の老朽化対策などについてであります。道では、道立公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な補修や更新に取り組んでおり、令和元年に、今後10年間で早急な対応が必要な施設を取りまとめ、令和3年度末時点では約2割の対策が完了したところであります。

また、高齢者や障がい者等の利便性や安全性の確保に向けて、園路やトイレといった施設の更新の際には、利用者の意見を聞きながら、手すりや多言語で表記した標識を設置するなど、バリアフリー化を進めているところであります。

道といたしましては、引き続き、計画に基づいた施設の補修、更新やバリアフリー化を着実に進めますとともに、定期点検等により老朽化の状況を把握しながら適切な維持管理に努め、公園利用者の安全性や快適性を確保し、来園する全ての方が利用しやすい魅力ある公園づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）森議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、健康教育の充実についてであります。

が、子どもたちが生涯を通じて健康、安全で活力ある生活を送るためには、自分自身や他者の健康課題を理解し、自ら進んで自己管理を行い、心身の健康の保持増進に取り組むことができる資質や能力を培うことが重要です。

このため、道教委では、新型コロナウイルス感染症の対策として得られた知見などを生かし、各学校において、子どもたちが正しい知識を習得し、適切な行動を選択することができるよう、子ども用リーフレット等を作成し、活用するなど、教育活動への指導助言を行ってまいりました。

今後は、大学や医療機関等の専門家と連携をしながら、子どもたちへの出前授業などを実施するほか、道内の各地域の中核となる養護教諭を健康教育推進リーダーとして位置づけ、研修会等を通じて各学校の感染症対策を含む取組の充実を図るとともに、その成果を全道に普及するなどして、子どもたちの健康教育の充実に取り組んでまいります。

次に、教育問題に関しまして、まず、不登校児童生徒への支援についてであります。不登校となっている児童生徒に対しましては、登校のみを目標にするのではなく、社会的自立を目指していけるよう、一人一人の状況に応じて、多様で適切な教育機会を確保することが重要です。

道教委では、学校や市町村教育委員会に対し、法令や国の基本指針を踏まえ、不登校の初期段階から行う組織的、計画的な支援体制の確立、1人1台端末を活用した双方向型授業配信による学習支援、市町村の教育支援センターや民間のフリースクールと連携した学習支援などについて指導助言をするとともに、児童生徒の心の変化を可視化できるアセスメントツールの提供、スクールカウンセラーの派遣やオンライン相談の実施など、児童生徒が安心して学びに向かうことができる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、不登校特例校についてであります。不登校の児童生徒の教育機会の確保に当たりましては、教育支援センターやフリースクールのほか、不登校特例校なども含め、多様な場における支援が重要であり、国の調査研究では、不登校特例校は、児童生徒の実態に即した柔軟な指導、支援等により、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上などの効果があると報告をされております。

こうしたことから、道教委では、学校、市町村教育委員会などで構成をする協議会において、道内にある私立の不登校特例校の教育実践を踏まえた意見交換を行うとともに、昨年12月には、道内外の不登校特例校の特色ある教育課程や教育実践等について、道教委が調査研究いたしました資料を市町村教育委員会に提供するほか、国の特例校の設置に向けた「手引き」なども周知をしており、今後、不登校特例校の設置も含め、国の動向を注視するとともに、他県の効果的な取組を研究するなどして、市町村教育委員会と連携した不登校対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 森成之君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩



午後1時1分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

佐々木大介君。

○7番佐々木大介君（登壇・拍手）（発言する者あり）石狩地域選出、自民党・道民会議、佐々木大介でございます。

通告に従い、質問してまいります。

初めに、エネルギー政策について伺います。

まず、電力の安定供給についてです。

北海道電力では、昨年6月に、石炭を燃料とする奈井江発電所1号機、2号機及び砂川発電所3号機、4号機について、2027年3月をもって廃止することを発表し、また、本年1月には、重油を燃料とする伊達発電所1号機、2号機を、それぞれ、2023年11月、2024年3月に休止することを発表しています。

胆振東部地震におけるブラックアウトの記憶が新しいところですが、当時は、主力であった苫東厚真発電所の被害による発電所の停止が引き金となり、道内全ての発電所が連鎖的に停止したことで、全道で長時間の停電が発生しました。電力供給においては、災害時にも安定的に電力を供給するための備えやリスク分散の必要性を再認識したところです。

胆振東部地震の発生以降は、石狩湾新港発電所1号機の運転開始や、北本連系設備の増強など、供給源や供給ルートの多重化も図られており、自然災害などへの対応も強化されているところです。

道は、電力の安定供給について、今般の北海道電力における火力発電所の廃止や休止をどのように受け止め、災害なども踏まえた電力の安定供給をどのように評価しているのか、伺います。

次に、新エネルギーの地産地消の取組について伺います。

昨年の第3回定例会の私の一般質問において、道の電力・エネルギー施策に対する考えを伺ったところ、道からは、地域で自立的に確保できる新エネルギーが、需給の安定や事業性を確保しながら、主要なエネルギー源の一つとなるよう、多様な地産地消の取組や、大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力などの開発、導入を促進してまいるとの答弁がありました。

道では、地域のエネルギー資源を地域で活用する取組や、エネルギーを効率的に消費する取組を推進するため、北海道新エネルギー導入加速化基金を活用して、平成29年度よりエネルギー地産地消事業化モデル支援事業を実施しています。

エネルギーの地産地消については、発電した電力を域内で安定的に活用する仕組みづくりや、エネルギー転換に係る効率性やコスト低減など、解決すべき技術課題も多く、これまでのモデル支援事業の成果や課題を整理しながら、次の展開につなげていくことが重要と考えます。

道は、これまで実施してきたエネルギー地産地消事業化モデル支援事業の成果や課題をどのよ

うに整理し、今後の取組につなげていく考えか、伺います。

次に、洋上風力の開発・導入促進について伺います。

道では、コストの低廉化が期待できる新エネルギーとして、洋上風力の開発、導入を促進していくとしています。

北海道は風況がよく、特に洋上域は風況が安定しており、一定程度のまとまった海域に大型の風車を導入することで、自然エネルギーを活用した安価でかつ大容量の安定した電力供給につながることを期待されています。

一般海域での洋上風力発電の導入は、法律に基づき、国が有望な区域を選定し、海域の調査や協議会における地域合意をもって促進区域に指定され、促進区域では、発電事業者の公募、選定を行い、建設、稼働というプロセスを経ることになります。

有望な区域から促進区域の指定までに約2年、促進区域の指定を受けた後も事業化までには6年から8年の年数がかかると言われていることから、道内での一般海域における洋上風力発電の稼働までには、早くても8年から10年の時間を要することが見込まれています。

現在、道内では五つの海域が一定の準備段階に進んでいる区域と整理されています。

ゼロカーボン北海道の実現や道内における電力の安定供給において、洋上風力発電の開発、導入は、再生可能エネルギーの普及や将来の電源構成にも大きな影響を与える一大プロジェクトと考えることから、その導入時期や導入規模について目標を持って取り組んでいくことが重要と考えます。

知事は、北海道での一般海域での洋上風力発電の導入について、いつ頃までにどの程度の普及を見込んでいるのか、今後の取組と併せて伺います。

次に、泊発電所の再稼働について伺います。

ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的な天然ガス不足から、石炭や石油の需要が高まっており、円安傾向も相まって、輸入燃料価格は急激に高騰しています。

北海道電力が公表している電力料金の見直しに関する資料によれば、最近の燃料価格は、一昨年、2021年4月と比較して、海外炭で約6倍、LNGで約3倍に高騰しており、昨年12月からは、自由料金プランにおける燃料費調整額の上限が撤廃されています。

このことにより、オール電化など、住宅のエネルギーの大宗を電気で賄っている家庭では、冬期の暖房需要の増加などにより、電気料金が昨年と比べて大幅に高騰しており、電気代が高過ぎると、悲痛な声が寄せられています。

また、北海道電力では、本年4月から、事業者などが契約する高圧や特別高圧においても値上げが予定されているほか、一般家庭の多くが契約する従量電灯プランなどのいわゆる規制料金においても、6月から平均で34.87%引き上げを国に申請しています。

こうした急激な電気料金の高騰に対応するため、国では、電気・ガス価格激変緩和対策事業として、本年1月使用分から9月使用分までの9か月間、電気や都市ガスの使用量に応じた料金の値下げが実施されていますが、これらの対策も一時的なものであり、長期的な電気料金について

は先行きが見通せない状況にあります。

このような状況の中、先日の料金改定に係る北海道電力の説明において、泊発電所が再稼働した場合は値下げを行う趣旨の発言があったとのことであります。

知事は、これまでの答弁や記者会見においても、泊発電所の再稼働については、予断を持って申し上げる状況にないとの一貫した説明を行っていますが、道民や事業者からも、現状の電気料金には耐えられないとの声が多く聞かれます。

一般家庭のみならず、農業生産に欠かすことのできない農業水利施設や、先ほど同僚議員からも指摘のあった水道施設、農水産物や食品など温度管理が求められる冷蔵・冷凍倉庫をはじめ、製造業など、あらゆる生産活動において電力は欠かすことのできないものであり、電力料金の高騰は事業継続にも関わる喫緊の課題となっています。

さきにも申し上げたとおり、再生可能エネルギーなどの普及やこれらのエネルギーの安定供給には、まだまだ時間や技術向上が必要であり、輸入燃料に依存した火力偏重の現状を見直し、電力の供給と価格の安定を図っていくためには、泊発電所の早期再稼働に向けた取組を進めていくことも重要であると考えます。

北海道としても、泊発電所の再稼働については、次の4年間で何らかの方向性や決断を行うことが必要になってくるものと思います。

原発の再稼働については、北海道電力任せの事なかれ主義ではなく、道民生活や道内事業者を守るという観点からも、道として、北海道電力の、再稼働に向けた取組や審査の状況を立地地域や周辺地域と共有し、その状況を広く周知して、再稼働に向けた安全対策に対する道民理解を深めていくことが北海道の役割と考えますが、改めて知事の考えを伺います。

次に、物価高騰対策について伺います。

道では、令和4年度補正予算における物価高騰等対策特別支援事業費として44億5160万円を計上して、18歳以下の子どもを養育する子育て世帯に対して、1世帯当たり8000円相当のお米券、牛乳贈答券を配付する予算案が提出され、先日、可決されています。

本事業は、物価高騰対策として、子どもを養育する世帯の家計負担の軽減と、需要が低迷している米や牛乳の消費拡大にもつながることから、支援施策としては歓迎できるものです。

一方で、お米券は、利用店舗において、お米以外の購入にも使用できることから、支援額のうち、お米の購入にどの程度利用されるかを見通すことができません。

できる限り施策の趣旨であるお米の購入に使っていただくためには、市町村や生産者団体、販売店舗と連携し、お米券を使用したお米の購入に対しキャンペーンを行うなど、政策の実効性を高める取組も重要と考えます。

道として、本支援事業をどのように米の消費拡大につなげていく考えか、伺います。

次に、農業政策について伺います。

初めに、生乳の廃棄、減産についてです。

昨日も同僚議員より同様の質問がありましたが、改めて、私からも質問させていただきます。

国内では、2014年から2015年に生じたバター不足を受け、官民連携の下で、生乳の増産に向けた取組が推進されてきました。これらの取組の成果もあり、2019年度から生乳生産が増加に転じ、以降、北海道では着実に生産量が増加してきました。

一方で、2020年のコロナウイルス感染症の蔓延による学校の休校や業務用需要の減少により、生乳の余剰が発生し、その余剰分がバターや脱脂粉乳といった加工向けに仕向けられてきたことから、在庫量が積み上がり、現在は生乳の減産が求められています。

生乳の生産は、季節変動が大きく、また、乳牛の健康を守るためにも毎日の搾乳が欠かせないため、需要に応じた生産量の調整が容易ではありません。

これまで計画を持って生乳の増産に応じてきた酪農生産者にとって、コロナ禍による需要減退やウクライナ危機による燃油・飼料価格の高騰は予想できない事態であり、道としても、国や市町村と協力して、各定例会ごとに支援策を打ち出してきたところです。

しかし、これまで増産や生産の効率化に対して多額の設備投資を行ってきた生産者にとって、昨年の5万トンに加えて、さらに9万トンの減産計画は、酪農経営の継続をも脅かす事態となっています。

一方で、このような状況においても、国が、カレント・アクセスと呼ばれる国際貿易上の約束だとして、この減産計画に相当する13.7万トンの乳製品輸入を行うことに、酪農家からの不満が噴出する事態となっています。

国内で十分な生乳生産力があるにもかかわらず、減産や廃棄を強いられる酪農家の心情を考えると、この乳製品輸入については理解し難いものがあります。

こうした酪農を取り巻く厳しい状況の中で、将来に希望を失って酪農を中止する農家が、令和4年度には、ここ数年に比べて1.5倍に及んでおり、今後の需要回復時に対応できないことが予想されることから、道内の酪農生産力を守るためのあらゆる手だてを行っていく必要があると考えます。

そのためにも、知事が先頭に立って、国に対し、より踏み込んだ支援要請や用途拡大、道民への消費拡大の呼びかけなど、様々な手だてを講じて、北海道の酪農を守るという強いメッセージを発信していくべきと考えますが、酪農経営の現状を踏まえて、知事はどのように対応していく考えか、改めて伺います。

次に、麦、大豆の国産化の取組について伺います。

日本では、食生活の多様化や少子・高齢化などを背景に米の需要が減少を続けており、水田地帯では、これまで長きにわたる減反政策により、米の生産量を調整してきました。

現在、制度としての減反政策は廃止されていますが、2018年からは、国が示す需給の見通し等を基に、各自治体や地域において生産の目安を設定して、需要に応じた生産、販売を行うことで、米の需給バランスの均衡を図っています。

このように、水田地帯では、米の作付を減らす代わりに、国内生産の比率が少ない麦や大豆を生産するなどして、水田の生産基盤を生かした食料生産の取組が行われています。

一方で、水田地帯における主要な転作作物である麦、大豆は、収量や品質確保といった面で課題もあり、これまでも、単収の向上や実需が求める品質のよい作物を生産するために、生産者の皆さんは、日々、努力を続けてきているところです。

2023年度予算においても、麦、大豆の国産化を推進するため、生産性の向上や増産を支援する内容が盛り込まれており、小麦17%、大豆7%と、国産シェアが低位にある品目の国産化に取り組んでいくことは重要と考えます。

しかしながら、小麦においては、ウクライナ危機による国際的な小麦不足、価格高騰の状況においても、道内小麦の在庫は減っておらず、価格だけでは国産小麦の需要増加に結びつかないことが明らかになっています。

消費者に対しても、できる限り国産の小麦や大豆を使った製品を選択してもらうよう消費喚起を行っていくことも重要であり、また、実需者が求める品質と数量を確保する取組や、道産小麦の特徴を生かした新たな需要を開拓するなど、出口対策を行わなければ、幾ら増産しても、在庫の積み上がりや価格の低下を招くだけの結果となってしまいます。

水田活用の直接支払交付金の見直しや、燃油・肥料価格の高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、稲作農業者は将来展望を描けない状況が続いています。

道として、道産小麦・大豆の需要拡大にどのように取り組み、国産化を推進していく考えか、伺います。

次に、ホッカイドウ競馬の推進について伺います。

全国の軽種馬生産の9割を占める日高・胆振地域に立脚したホッカイドウ競馬は、全国への競走馬の供給はもとより、地域の雇用や経済への寄与、観光資源として、その役割はますます高まっています。

ホッカイドウ競馬は、長年にわたり、様々な改革に取り組みながら経営を立て直してきたと承知しており、その間、屋内調教用坂路を活用した強い馬づくりによる認知度向上や、他主催者競馬との連携による発売拡大など、競馬ファンへの対策を優先してきていますが、今後とも安定的に競馬運営を行っていくためには、調教スタッフなど人事の育成確保に加え、老朽化した基幹施設の配置見直しや建て替えといった競馬運営の土台となる環境整備も大変重要と考えます。

こうした中、道は、現在取り組んでいる第3期北海道競馬推進プランにおける目指す姿の実現に向け、令和5年度のホッカイドウ競馬をどのように運営していく考えなのか、伺います。

次に、本道の物流を取り巻く諸課題について伺います。

北海道新幹線の札幌延伸により、JRから経営分離される並行在来線について、長万部ー小樽間についてはバス転換が決定していますが、函館ー長万部間については、地元協議会において地域交通の確保に向けた検討が進められているほか、道においても、鉄道貨物ネットワークの維持の観点から、関係者との協議が進められていると承知をしています。

とりわけ、鉄道貨物輸送は、北海道と本州の物流において重要な役割を担っており、特に農畜産物の移出においては、鉄道貨物輸送が占める割合が高くなっています。

鉄道輸送は、船舶輸送と比較して、輸送ロットが小さく、全国140か所の貨物駅による全国ネットワークを有することから、北海道で生産される品物を全国各地に送る上で欠かすことのできない輸送手段となっています。

また、トラック輸送においては、2024年4月より、運転手の時間外労働時間の上限規制が適用されることから、さらなるドライバー不足やトラック運賃の上昇が見込まれており、物流の効率化は喫緊の課題となっています。

鉄道が廃止される事態となれば、道外との物流の選択肢を減らすこととなり、輸送時間の増加やコストの上昇のほか、農畜産物の移出先や移出できる品目が限定されるなど、道内の農業生産にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

北海道が日本の食料基地としてその役割を高めていくためには、物流網の強化は何よりも重要な課題の一つであり、道内の生産者が将来展望を持って生産活動を続けていく上で、この函館一長万部間の鉄道を守る意義は非常に大きいと感じています。

昨日も鉄道の維持存続に関する質問がありましたが、鉄道貨物輸送のネットワーク維持を前提に、函館一長万部間の鉄道の維持に向けた方策を模索していく必要があると考えますが、改めて知事の所見を伺います。

最後に、建設資材価格等の高騰に対応した建設事業の推進について伺います。

建設業界においては、燃油・エネルギー価格の上昇のほか、建設資材価格も幅広い品目で高騰しており、昨今の賃上げの機運も相まって、経費コストが大幅に増加をしています。

防災・減災対策をはじめ、道路や橋梁、河川、道有施設の整備、更新や、これらの公共インフラを適切に維持管理していく上で、このような物価上昇を加味した予算確保が必要であると考えます。

来年度当初予算案は骨格予算となっており、建設部の公共事業等予算については、おおむね前年度の7割程度の予算が計上されているところですが、今後、どのように建設事業費の予算確保を図り、事業を進めていく考えか、伺います。

以上で終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）佐々木大介議員の質問にお答えいたします。

最初に、エネルギー政策に関し、まず、電力の安定供給についてであります。電力広域的運営推進機関が取りまとめた、今後10年間の北海道エリアの電力の需給見通しによると、安定供給に必要とされる8%以上となる、おおむね30%を超える供給予備率が確保されることから、北電は、奈井江・砂川両発電所の廃止や伊達発電所の休止によっても供給力不足は生じないとしております。

道では、発電所の休廃止は、北電が設備の老朽化や安定供給などを総合的に判断したものと受け止めており、電力供給に責任を有する北電において、災害にも強い供給体制の構築も含め、電力の安定供給に万全を期すことが必要と考えております。

次に、泊発電所についてであります。電力は、暮らしと経済の基盤であり、安全性を前提に、安定供給の確保やコストの低減、環境への適合を図りつつ、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、多様な電源構成とすることが重要であります。

泊発電所については、現在、規制委員会による審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはありません。

また、原発の安全確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で、それぞれが責任を持って説明を行うべきものと考えておりますが、規制委員会の審査内容については、専門的で難解な用語も多いことから、道では、今後とも、専門有識者の方々からの御助言をいただくなどしながら、審査の進展などを踏まえ、道民の皆様への分かりやすい情報提供に取り組んでまいります。

次に、物価高騰等対策特別支援事業についてであります。道内で流通しているお米の9割が道産米となっている中、道としては、お米券などを物価高騰の影響を受ける子育て世帯に配付することで、その支援と道産品の消費拡大にもつなげることであります。

このため、本事業の実施に当たっては、関係団体の皆様と連携し、お米券を利用される際は北海道米を選んでいただけるよう積極的にPRするとともに、将来を担う子どもたちに興味を持ってもらえるよう、本道農業の魅力や役割などを、食育活動と併せ、発信することにより、北海道米の消費拡大と生産者の皆様の応援にもつなげてまいります。

次に、本道酪農の振興についてであります。本道の酪農は、全国の生乳生産の約6割を占めるとともに、地域の基幹産業として重要な役割を果たしておりますが、飼料価格の高騰や子牛価格の下落、コロナ禍による生乳の生産抑制などにより、経営環境は大変厳しいと認識しております。

このため、道では、国に対し、飼料価格高騰対策や脱脂粉乳の在庫対策などを求めるとともに、道としても、飼料価格安定制度の生産者積立金の全額支援や繁殖経費への支援、チーズの輸入品から道産品への置き換え、さらには、子育て世帯への牛乳券の配付などを独自に措置してきたところであります。

道としては、生産現場の実態を踏まえ、今後とも、国に対し、配合飼料価格の生産者負担の軽減や牛乳・乳製品の輸出促進対策などを強く求めていくとともに、道民の皆様への消費拡大の呼びかけなど、酪農家の皆様が将来にわたり意欲を持って経営を続けられるよう、本道酪農の振興に努めてまいります。

最後に、鉄道貨物輸送についてであります。本道が、将来にわたって、我が国最大の食料供給地域として、農産品等を国民の皆様へ安定的に供給する役割を果たすとともに、道民の皆様に必要な物資を道外から確保していくためには、持続可能な鉄道貨物ネットワークを構築していくことが必要であると認識しております。

函館線の函館―長万部間については、北海道と本州を結ぶ重要な路線であり、道では、現在、北海道と本州間の鉄道貨物輸送の維持に向けて、農業団体など、関係者の方々へ輸送実態等につ

いてヒアリングを行いながら、国、道、JR貨物、JR北海道の実務者レベルで、必要な条件や課題などの論点整理を進めているところでもあります。

道としては、引き続き、関係者の方々と一層の連携を図り、必要な対応について検討を行うとともに、ドライバー不足への対応やゼロカーボン北海道にも資するモーダルシフトの推進など、北海道と本州間の安定的かつ持続的な物流の確保に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、エネルギーの地産地消についてであります。道では、新エネルギー導入加速化基金を活用し、エネルギー地産地消のモデルづくりを進めてまいりました結果、需給一体型のエネルギーシステムの構築や、災害など非常時にも利用可能な新エネ資源の活用といった取組が実現し、国から高い評価を得たものもございましたが、その一方、電力の需給変動への対応、施設等の維持管理やそのコスト負担、また、バイオマスでは、燃料の安定確保といった課題も明らかとなったところでございます。

道といたしましては、モデル事業で得られたノウハウや課題をセミナーやコーディネーター派遣などを通じて地域に情報提供いたしますとともに、新エネ設備の設計や導入への助成を行いますほか、新エネや蓄電池、電気自動車など、多様なリソースの活用、地域を単位としたマイクログリッドの構築などの支援により、今後とも新エネの導入拡大を図ってまいります。

次に、洋上風力発電についてであります。道では、本道の新エネの導入拡大に当たりまして、洋上風力を重要なエネルギーと位置づけ、省エネ・新エネ促進行動計画におきまして、2030年度に設備容量150万9000キロワットを見込んでいるところでございます。

一般海域における洋上風力発電の開発には、国から促進区域に指定される必要がございますが、道内の5区域は、現在、その2段階前の、一定の準備段階に進んでいる区域に整理されており、今後、漁業者の方々などとの調整や、系統の確保につきまして必要な条件を整えていくことで、促進区域の指定に向けて大きく前進すると認識しております。

道といたしましては、本年度、国が実施している系統接続の事前調査に協力いたしますとともに、新たな海底送電ケーブルの早期着工など、電力基盤の増強について国に求めてまいりますほか、各地域で進められている合意形成の取組を支援するなど、洋上風力発電の導入が早期に実現するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）農業政策に関し、小麦や大豆の需要拡大についてあります。世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、自給率が低い小麦や大豆などの品目を国産化することは、食料安全保障の観点からも重要であり、特に、稲作地帯においては、水田の生産基盤を効果的に活用し、単収や品質を向上させ、確実な需要につなげていくことが必



要であります。

このため、道では、輸入小麦から、うどん用はもとより、パンやラーメン、菓子用などの道産小麦への利用転換を進める「麦チェン」により、実需者への働きかけを行うとともに、豆腐や納豆用向けに道産大豆の販路拡大を進めるほか、消費者の方々が積極的に道産小麦や大豆を使った製品を選択されるよう、地産地消や食育などに取り組みながら、道産品の需要拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 農政部長宮田大君。

○農政部長宮田大君（登壇）ホッカイドウ競馬の推進についてであります。ホッカイドウ競馬は、馬産地に立脚した産地競馬として全国へ競走馬を供給するとともに、地域の雇用や経済の発展に寄与しており、今後とも、競馬ファンに支持されながら、持続的に発展していくことが重要です。

このため、令和3年度から7年度を計画期間とする第3期北海道競馬推進プランに基づき、ファン拡大に向けた情報提供の充実や、騎手などの人材確保、老朽化した競馬場の基幹施設の再編整備に取り組んでいるところです。

令和5年度は、4月19日の開幕から全82日間を行う計画であり、新たに、調教用の坂道での映像をホームページやYouTubeに放映するなど、競馬情報の発信の強化や、場外発売所——A i b aでのファンプレゼントなどのイベントを充実するなど、誘客の促進を図っていくとともに、出走馬や騎手を確保するため、賞金や手当を見直すほか、厩舎など、門別競馬場の基幹施設の整備に着手するなど、将来に向けてホッカイドウ競馬が安定的に運営できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 建設部長北谷啓幸君。

○建設部長北谷啓幸君（登壇）今後の社会資本の整備などについてであります。近年、頻発・激甚化する自然災害への対応や、人流、物流を支える広域的な道路ネットワークの強化など、道民生活や経済活動の基盤となる社会資本の整備はますます重要となっており、その機能を維持していくためには、今後一斉に更新期を迎える公共土木施設の老朽化への対応などを着実に進めていく必要があります。

こうした中、長引くコロナ禍や国際情勢の急激な変化などにより、人件費や資材価格等が高騰し、必要な社会資本の整備や適切な維持管理に影響を及ぼすことが懸念されているところであります。

道では、これまでも、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などを最大限活用し、防災・減災対策や老朽化対策などを推進してきたところであり、引き続き、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、計画的な社会資本整備の推進や、効果的、効率的な維持管理に取り組むとともに、様々な機会を捉えて公共事業予算について国に強く要望するなど、

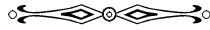
今後とも必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 佐々木大介君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩



午後1時38分開議

○副議長市橋修治君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

赤根広介君。

○66番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、初めに、道政の諸課題について、鈴木道政の人口減少について伺います。

「あらゆるピンチをチャンスに！」をスローガンに、「179市町村とスクラムを組み、人口減少という危機をオール北海道で突破し、北海道をもっと元気にします。」と道民に約束してスタートした鈴木道政ですが、人口減少は全国を上回るスピードで進み、先日発表された令和4年の人口移動報告では、本道の転出超過数は、令和3年から1451人増加し、3476人となっています。

知事は、再選出馬表明などの場で、実績として、令和2年には社会増になっている、その後も人口流出が改善したと発言されていますが、令和4年度の政策評価では、転出超過数の大幅な減少はコロナの影響としていますし、発言のよりどころの総務省のデータでも、令和2年の社会増は88人にすぎず、3年には再び転出超過に戻っています。

さらに、政策評価の目標達成に向けた判定でも、効果的な取組を検討となっており、いずれにしても、再選を目指す知事として、人口減少対策の具体策を道民の前に示す必要がありますが、見解を伺います。

次に、積み残した課題は数多くありますが、その一つがIR誘致です。

公約では、道の「IRに関する基本的な考え方」のたたき台等をベースに、「道民目線」を大切にしつつ早期に判断します。」としていました。

しかし、その後の情勢から当面の誘致は断念したものの、7年後とも言われる次期申請に向け、北海道らしいIRコンセプトを構築する旨、繰り返し答弁しておりましたが、今日に至るまでコンセプトは明らかにされていません。

公約未達成とも言われかねない状況に対する見解を伺うとともに、今後の取扱いを伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

コロナの感染症法上の位置づけが5月8日に2類から5類に変更されるとともに、マスク着用など、対策が緩和されます。

5類移行に伴い、原則として、全ての医療機関でコロナ患者に対応することになりますが、院内感染への不安から、診療や入院の受入れに慎重になる医療機関も想定されますし、ウイルスが

5月8日をもって消滅するわけではなく、重症化リスクのある高齢者対策など、懸念や課題は残りますが、どのようにして移行後における道民の命と健康を守っていくのか、伺います。

次に、第三者認証制度に関わるコロナ対策の基本的対処方針は、いまだ変更も廃止もされていませんが、5類移行後は、制度そのものが存在意義を失うものと考えます。

新年度予算では、関連予算として5000万円が計上されておりますが、道として、新年度を待たず、速やかに執行を停止すべきです。今後の取扱いを伺います。

道教委では、新年度予算で、道立学校及び公立幼稚園にて空気清浄機等の整備を図るとしており、遅まきとはいえ、適切な措置と評価をします。

しかし、圧倒的に数の多い小中学校については市町村任せになっていますが、どう対処するのか、見解を伺います。

道では、2020年9月の中間取りまとめを最後に、コロナ対策の検証を行っていません。

昨年4定で、検証の必要性についてたどりましたが、答弁は、個別の臨時交付金事業について、その取組状況を有識者にも情報提供を行うとして、検証をするつもりがあるのかないかさえ分からないものでした。

知事の1期目の実績を検証する上でも、道の有識者会議を速やかに開催し、任期内に結果を取りまとめるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、地方創生とデジタル田園都市国家構想についてです。

第2期北海道創生総合戦略は、令和2年3月に策定され、翌令和3年12月に改訂されました。

一方、政府は、昨年12月23日に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、2023年度から27年度までのデジタル田園都市国家構想総合戦略を閣議決定し、構想の実現に向けた新たなKPIが設定され、地方には、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略の改訂に努めてほしい旨、通知をされています。

私は、道の戦略見直しに当たり、令和3年の4定で、国の総合戦略の動きを見たほうがいい旨の質問をしましたが、知事は、道の改訂は、国のデジタル田園都市国家構想と基本的な方向を同じくしているとして、耳を貸そうとはされませんでした。

道の総合戦略の推進期間は2024年度までと、あと2年ありますが、政府の改訂要請がある中でどう取り扱うのか、伺います。

道では、北海道職員のデジタル人材育成に関する計画を策定するとともに、デジタル人材の確保育成に取り組んでいるほか、NTT東日本との包括連携協定の下で、同社からの社員派遣によるデジタル相談員を配置し、庁内各部や市町村からの業務のデジタル化などに関する相談にも対応していると承知をしています。

国では、自治体の取組を促す仕組みとして、デジタル田園都市国家構想交付金を創設していますが、道では、交付金も有効に活用しながら、どのようにデジタル化を進め、北海道創生を図ろうとするのか、伺います。

次に、子ども政策についてです。

道では、2004年10月に、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例を全国に先駆け、制定し、少子化対策に取り組んでいます。本道の合計特殊出生率は減少の一途をたどり、2021年には1.20まで低下し、国の人口予測をはるかに超える速さで少子化が進んでいます。

岸田首相は、1月23日の施政方針演説で、出生率を反転させる従来と次元の異なる少子化対策を実現すると述べ、東京都では、チルドレンファーストを前面に打ち出し、一般会計の約2割を子ども関連予算に充てています。

一方で、知事からは、子どもファーストという言葉は一度も聞かれず、年頭所感や仕事始めの挨拶にも少子化対策は一切触れられていません。

このような認識の下で、少子化対策に多くを望むのは無理かもしれませんが、そもそも少子化の影響を知事はどう認識し、どう打開策を講ずるべきと考えているのか、見解を伺います。

厚労省によると、保育士の資格を持つ登録者は、2020年時点で約167万人、そのうち、保育士として働いていない人が約6割の102万8000人とのことです。

首相は、異次元の少子化対策の柱の一つとして、子育てサービスの充実を挙げていますが、そのためには、保育士の十分な確保が必要です。

道内の潜在保育士の状況及び掘り起こしの取組等、保育士の確保対策について伺います。

次に、ゼロカーボン北海道についてです。

地球温暖化防止対策条例が今定例会に提案されており、案では、温室効果ガス削減等計画書の提出を要する自動車運送事業に関わる事業者の規模要件を、トラック、バスについては現行の200台以上から100台以上にするなど、各事業者には、新たな削減目標だけでなく、再生可能エネルギーの導入目標または実績、温室効果ガス吸収源対策の報告を求めています。

現状でも、道に報告があるのは6割程度とされ、罰則規定もない中で、どのように制度を実効性のあるものとしてゼロカーボン北海道の実現に役立てようとするのか、所見を伺います。

次に、地球温暖化対策推進計画は、条例可決後、速やかに改定作業に着手すべきですが、見解を伺います。

知事は、公約で、安全、安価で安定的な電力供給を実現するため、ベースロード電源と再生可能エネルギー、新エネルギーをバランスよく組み合わせた持続可能なエネルギー構成を実現すると、道民に約束されました。

しかし、各電源の構成比率については目標すら示すことができず、本道が有するポテンシャルを最大限に生かし、我が国における新エネルギーの拡大に貢献していくと述べるにとどまっています。

道内の新エネルギーの発電実績は年々増加し、構成比率も2021年度では約15%まで上昇してきていますが、相変わらず、火力発電が70%以上を占めております。

再選に向けた公約はまだ発表されておませんが、立候補に当たり、基本政策のキーワードの一つとしてエネルギーを挙げており、ゼロカーボン北海道の実現を図るためには、電源構成における風力などの再生可能エネルギーのウエートをより一層高める必要があります。

この4年間で、持続可能なエネルギー構成はどこまで進んだのか、所見を伺います。

次に、次期公約には、バランスのよいエネルギー構成とはどのようなものなのか、知事の考えを道民の前に明らかにする必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、SDGsについてです。

道では、2018年6月にSDGs未来都市に選ばれ、同年12月には北海道SDGs推進ビジョンを策定し、北海道SDGs連携会議を開催するとともに、北大などと協力してセミナーを実施するなど、6年前に我が会派が議会で初めて質問した当時とは、その姿勢に隔世の感があり、評価はするものの、市町村や企業、特に中小企業の理解度、取組が進んでいないなど、課題が残されています。

道内で取組を進めている市町村の割合は、2020年には22%だったものが、21年には増えているものの、35.2%にとどまっておりますが、今後、どう働きかけを強化し、取組を促していくのか、伺います。

次に、企業の認知及び取組は向上しているものの、実際に取り組んでいる者は1割程度で、全国と比較しても低い状況にあるとされております。

内閣府では、地方創生SDGsに貢献しようとする地域事業者等の見える化を図り、地域金融機関の支援の補助材料とすることで地域経済を活性化し、自律的好循環を形成することを目的に、宣言、登録、認証の3制度を設定しておりますが、道では、いずれの制度にも取り組んでいません。

取り組んでいない理由と今後の方針について伺います。

次に、未来都市計画は、今年で計画期間を終了しますが、計画の実績をどう評価し、来年度以降はどう取り扱うのか、伺います。

次に、観光振興についてです。

観光は、本道の経済成長や創生という点では極めて重要な役割を担っておりますが、同時に、観光振興により、地域の生活環境等に及ぼす負の影響などはできる限り緩和をしながら、持続可能な観光を実現することが必要です。

知事は、昨年12月には、北海道観光振興機構から来年度予算についての要望を受けており、令和5年度における観光関連予算として215億7000万円が提案されております。

しかし、厳しい道財政の下で、持続可能な次世代の観光立国の実現に向け、将来にわたって必要となる観光施策を着実かつ継続的に講じていくためには、新たな財源確保が必要ですが、観光振興税については、検討すら中断されたままで、導入時期は見通せず、新たな財源確保策が遅れば遅れるほど、観光地の整備など、必要な対策も遅れることとなりますが、持続可能な本道観光の実現をどう図られるのか、見解を伺います。

次に、地域医療についてです。

国では、医療法を改正し、平時からの備えを進めることを目的に、次期医療計画から、コロナのような新たな感染症が拡大したときの対策について記載することを義務づけました。

法改正を受けて取りまとめられた、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方では、「感染拡大時の短期的な医療需要には、（中略）「医療計画」に基づき機動的に対応すること」とされ、道では、今後とも、感染症の拡大に応じ、感染症指定医療機関に限らず、他の医療機関の一般病床を活用して計画的に病床を確保するなどし、第8次医療計画を策定する際にも対応できるよう取組を進めるとしています。

一方で、地域医療構想では、病床の必要量の推計や考え方など、基本的な枠組みについては維持することとしています。コロナの教訓として、改めて、病床の機能分化・連携等の重要性を認識させられたところでもあります。

知事は、病床の機能分化・連携等にどう取り組み、実効性を確保しようとするのか、所見を伺います。

医師偏在指標に基づき、医師多数区域や医師少数区域等を設定した上で、少数区域等における医師を確保し、2次医療圏間の医師の偏在是正を目指すとして、北海道医師確保計画が令和2年3月に策定されています。

確保計画の推進期間は残りあと1年ですが、これまでどの程度の成果があり、令和5年度はどの点に重点を置いて進めていくのか、伺います。

次に、アイヌ政策についてです。

北海道アイヌ政策推進方策では、推進施策の1番目に「理解の促進」を掲げています。

しかるに、先日、北海道大学大学院の教授が、SNSで、アイヌ民族が先住民族であることに疑問を呈する投稿をしていた事実が明らかになり、現在は削除したそうではありますが、現職の、それも地元の国立大学の教員がこのような認識しか持っていない現実を知事はどのように受け止め、どう対処しようとするのか、伺います。

文科省では、人権課題としてのアイヌの人々への偏見や差別を許さないという教育を充実する、教材の充実や教員の指導力向上などによる小中学校を通じた教育の充実を図るとしていますが、道教委のこれまでの取組と今後の教育方針について伺います。

次に、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする巨大地震と津波による犠牲者は、最大で14万9000人に上ると想定され、道では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定しており、地震・津波対策をハード、ソフトの両面から総合的に実施することにより、想定される被害を軽減し、将来的には死者数をゼロまでに軽減することを目指すとし、180の具体的な施策を盛り込んでおります。

また、国は、昨年9月に、改正特別措置法に基づき、避難用施設整備補助率を3分の2に引き上げる特別強化地域に、主に太平洋側の39の市町を指定しておりますが、ハード面は、南海トラフ地震への対策が進む本州や四国と比べ、周回遅れと指摘されるほど整備が進んでいません。

知事は、昨年の3定で、関係市町村の緊急事業計画の内容や財政負担額などを把握しながら、防災、減災を支援する観点から検討を行うとお答えになっていますが、道の支援策について伺います。

最後に、教育行政についてです。

財務省では、教員の量的充実度は、既に先進国の中でも高い水準にあるとする一方で、質を確保していくことは非常に重要であり、学校を魅力ある職場に変革するとともに、優秀な成り手の発掘、育成に取り組むことが必要としています。

日本の小中学校教員の勤務時間は、授業以外の時間が多くを占め、教員が指導力の向上やスキルアップに充てる時間が少なく、財務省に指摘されるまでもなく、業務、体制等の見直しが求められるわけであります。

道教委では、現在、第2期の「北海道アクション・プラン」に基づき、教職員の在校時間の縮減を図るなど、学校における働き方改革を進めており、1月の文教委員会で、令和4年度の取組状況調査の結果を報告しています。

アクション・プランでは、本来担うべき業務に専念できる環境の整備、部活動指導に関わる負担の軽減、勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実、教育委員会による学校サポート体制の充実の四つのアクションで構成され、状況調査を見る限り、各項目でかなり改善はされておりますが、学校をより一層魅力ある職場とするため、教育長は、今後どのような方針で取組を進めようとするのか、伺います。

教員採用倍率は年々低下し続けており、道教委では、教員志望者確保のため、これまでも、道外の志願者が受験しやすいよう東京会場を設置するほか、教職の魅力を動画で発信するなど、様々な対策を講じていることは承知しておりますが、例えば、山梨県では、小学校教員として一定程度働くことを条件に、日本学生支援機構から借りた奨学金のうち、卒業前の2年分を上限に補助する制度を設け、採用倍率の上昇を目指すとしております。

道教委でも、職場環境の整備とともに、志望者確保に向けた新たな取組を進める必要があると考えますが、教育長の所見を伺います。

以上、答弁次第では再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の質問にお答えいたします。

最初に、道政の諸課題に関し、まず、人口減少対策についてであります。人口減少問題は、一つの施策で解決できるというのではなく、少子化対策はもとより、雇用の創出や経済の活性化、安全、安心な地域づくりや教育環境の充実など、幅広い分野にわたり粘り強く取り組んでいくことが重要であります。

このため、道では、市町村と連携し、不妊治療や医療費への助成などをはじめとする子育て環境の整備や、地域の資源を生かした産業の振興、住み続けたいという思いを育む愛着の醸成などに取り組んできたところであります。

今後は、こうした取組に加え、現在、国において検討が進められている少子化対策を注視しつつ、国や市町村の施策と連携するとともに、コロナ禍で生じた人々の意識や行動の変化も的確に捉え、本道の価値や優位性を最大限生かしながら、地域おこし協力隊のさらなる活用や企業等の

誘致促進など、各般の施策を総合的に展開してまいります。

次に、IRの検討状況などについてであります。道では、これまで、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、自然環境への対応や社会的影響対策といった諸課題の整理など、様々な視点から検討してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響により、社会経済情勢が大きく変化するとともに、検討に当たって考慮すべき先行事例となる大阪、長崎の区域整備計画に係る進捗状況も、当初の想定より遅くなっているところであります。

このため、ウイズコロナにおける社会経済活動の状況や、現在、国が行っている先行事例に対する認定審査の結果を見極めるとともに、次回以降の計画申請に対する考え方などといった国の動向も注視しながら、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、中長期的な視点に立って検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関し、今後の対応についてであります。国の、感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針では、医療費の自己負担は、急激な負担増が生じないよう、一定の公費支援を期限を区切って継続することや、インフルエンザなどと同様、幅広い医療機関で受診できる体制に向けて、段階的な移行を目指すこと、また、必要なワクチン接種は引き続き自己負担なく受けられるようにすることや、高齢者施設等のクラスター対策の継続などの方向性が示されたところであります。

こうした変化に際し、道では、市町村や医療関係団体、有識者の方々から御意見を伺った上で、国民に過度な負担を強いることなく、納得の得られる医療費の制度設計や、感染拡大期における医療の確保、ワクチン接種計画の提示と国費による支援、医療や財政面での安定的な施設支援体制の維持などの課題を取りまとめたところであります。

これらを踏まえ、国から国民の皆様への十分な説明と周知、国費による財政的支援の継続、具体の検討内容の早期提示、さらには、市町村や関係団体とも協議することなどを全国知事会と連携して国に求めており、今後とも、新たな変異株の出現などに備え、モニタリングしつつ、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、5類への位置づけ変更にあたっては、道民の皆様、とりわけ、高齢者等の重症化リスクの高い方の命と健康を守りながら、医療機関をはじめ、地域に混乱を招かないことが何より重要との考えの下、国において、必要な対応策を講じつつ、国民理解を深めるために丁寧な説明を行うよう働きかけてまいります。

さらに、今後、国から示される具体的な方針を道民の皆様へ速やかに情報提供し、理解促進を図りながら、道としても、引き続き、医療機関や関係団体の皆様との密接な連携の下、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るなど、円滑な移行に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、これまでの感染症対策についてであります。道では、中間取りまとめを行った以降においても、新規感染者数の動向などの分析を行うとともに、節目節目において、行動制限を伴う措置や、医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進など、一連の取組について振り返りを行い、有識者の方々の御意見を伺った上で、その後の対策に生かしてきたところであります。



現在、国においては、5月8日からの感染症法上の位置づけの変更に向けて、3月上旬をめどに具体的な方針を示すこととしており、道としては、こうした国の動向を踏まえながら、まずは、円滑な移行のための準備を進めていくことが重要と考えております。

このため、道では、現時点において取りまとめた論点について、全国知事会と連携して国に対応を求めているところであり、今後、国から具体的な方針が示された際には、道民の皆様や事業者の方々等へ速やかに情報提供を行うとともに、有識者の方々の御意見を伺いながら、道としての対応の方向性の検討を進めるなど、移行に向けてしっかりと準備に取り組んでまいります。

次に、少子化対策についてであります。少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済の活力低下や、社会保障における現役世代の負担増のほか、子ども同士の交流機会の減少による精神的自立の遅れなど、地域の社会経済活動や子どもの健やかな成長などの様々な面で大きな影響を及ぼすことが懸念される中、本道においては、近年、妊娠届出件数や出生数の減少傾向が続く、合計特殊出生率も全国と比較して低い状況にあることから、少子化対策は一刻の猶予も許さない極めて重要な課題であると認識をしております。

国では、妊娠期から低年齢児期の子育て家庭を支援するため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体化した新たな制度を創設したほか、子ども政策の強化に向けた検討を進めております。

道としても、国の動きに呼応しながら、人口減少対策や経済・雇用対策など、幅広い分野で切れ目のない対策に取り組むとともに、結婚から子育てに至るまで、独自に様々な支援に取り組む市町村とも十分に連携しながら、安心して子どもを産み育てることができる北海道づくりを進めてまいります。

次に、電源構成についてであります。電力は、暮らしと経済の基盤であり、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、様々な電源が持つ特性が生かされた多様な構成とすることが重要であります。

私としては、2050年までのゼロカーボン北海道の実現を目指し、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、エネルギーの地産地消の展開や、大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力などの開発、導入を促進し、本道に豊富に賦存する新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、各般の施策を推進してまいります。

次に、市町村におけるSDGsの取組についてであります。SDGsの推進に向けては、できるだけ多くの道民の皆様に知っていただくことが大切であり、市町村の果たす役割は大変重要でありますことから、道では、これまで、SDGsの推進を検討している市や町に有識者の方々を派遣するなどの支援を行い、その取組事例などを全ての市町村に情報提供するとともに、包括連携協定を締結している企業の協力も得ながら、持続的なまちづくりに向けた小・中・高校生や町民の皆様向けのワークショップを開催するなどの支援を行ってきました。

こうした中、国の調査によると、SDGsの推進に取り組む道内の市町村は、前年度の35.2%から、今年度は44.7%と伸びてきているところであります。

道としては、今後とも、道内各地で多様な主体や幅広い世代がSDGsの理念に共感し、行動

につなげていただけるよう、市町村の取組状況やニーズに応じて、きめ細かに支援してまいります。

次に、観光振興についてであります。道では、現在、観光立国・北海道の再構築を目指し、アドベンチャートラベルに代表される付加価値の高い観光地づくりなど、将来を見据えた取組を積極的に進めているところであり、こうした取組を今後一層加速するためには、将来にわたる安定した観光財源の確保も重要であります。

一方、新たな税の導入に向けては、観光需要の回復状況を見極めながら、慎重に進める必要があることから、道としては、「HOKKAIDO LOVE!割」を来年度も継続するとともに、戦略的なプロモーションによるインバウンドを含めた誘客の取組を加速化し、一日も早い観光需要の回復に取り組んでまいります。

次に、医師確保の取組についてであります。道では、令和2年3月に策定した医師確保計画に基づき、医師数の維持確保と地域偏在の是正に向け、様々な対策に取り組んできたところであり、医師少数区域に配慮しつつ、医育大学に設置する地域医療支援センターからの常勤医の派遣のほか、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置等により、今年度は、計画策定前の令和元年度と比べて23名増の134名の地域勤務医を確保するなど、一定の成果を得ているところであります。

道としては、引き続き、こうした対策を着実に進めるとともに、計画の最終年である来年度は、医師の働き方改革に向けた対応や各圏域における医療機能の分化、連携の議論を加速させながら、より効果的な地域枠制度の在り方などについて、医療対策協議会で議論を重ねるなど、地域医療を担う医師が一人でも多く確保できるよう取り組んでまいります。

最後に、巨大地震への対応についてであります。道では、今般、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される被害を軽減するための具体的な対策を減災計画として取りまとめたところであります。

今後、この計画に基づき、ハード、ソフトの両面にわたる様々な対策に取り組んでいくことが重要であります。避難施設等の整備に関しては、特別強化地域の指定を受けた市町において、緊急事業計画の策定が進められているところであります。

道としては、巨大地震から道民の皆様の命を守る防災・減災対策を、関係市町との連携の下、着実に推進していくため、緊急事業計画に基づく施設整備等の財政負担を軽減するための支援を行う方向で、現在、関係市町の詳細な事業内容の把握などに努めているところであり、具体的な支援内容については、今後取りまとめてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）初めに、第三者認証制度についてであります。道では、国の基本的対処方針に基づき、制度を運用しておりますが、本年1月27日に決定された国の対応方針に

おきまして、今後、特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類に位置づけるとともに、基本的対処方針を廃止するとされたところをごさいます、その場合には、同方針に基づく道の認証制度につきましても廃止することとなりますが、国では、同方針が廃止されるまでは認証制度を維持する必要がある旨、示しているところをごさいます。

このため、道といたしましては、認証制度の取扱い等に係る国の動きを注視しながら、新年度における予算の執行を含め、適切に対応を進めてまいります。

次に、新エネルギーについてであります。道では、これまで、新エネの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消や洋上風力の開発、導入を進めますとともに、データセンターや水素製造など、新エネを活用する産業の誘致を図ってまいりましたほか、国に対し、新たな海底送電ケーブルをはじめとした電力基盤の増強を求めるなど、各般の取組を進めてまいりました。

こうした中、国の電力調査統計によれば、その年によって発電量の変動が大きい水力を除いた道内の新エネは、総発電量に対しまして、2018年度の約11%から21年度は約15%と約4ポイント増加したほか、国のGX実現に向けた基本方針では、北海道からの海底直流送電について、2030年度を目指して整備を進めることが示されたところをごさいます、道といたしましては、こうした新エネの導入拡大や、それに必要な基盤の整備を一層加速させていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総合政策部地域振興監北村英則君。

○総合政策部地域振興監北村英則君（登壇）地方創生とデジタル田園都市国家構想に関し、創生総合戦略の取扱いについてであります。国は、急速な人口減少や東京圏への人口集中に加え、コロナ禍による影響やデジタル技術の進展など、大きく変化する社会情勢を踏まえ、地方創生の取組にデジタルの力の活用を図るデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定するとともに、地方自治体に対しては、このことを勘案し、地方版総合戦略の改訂に努めるよう要請したところあります。

道の創生総合戦略については、国におけるデジタル田園都市国家構想実現に向けた動きを踏まえつつ、令和3年12月に改訂を行っており、戦略に記載した重点戦略プロジェクトにおける横断的な位置づけなど、施策全般にデジタルの力を活用する視点は反映しているところあります。今後開催が予定されております国による総合戦略に係る説明会や、社会経済情勢の変化などにも引き続き留意しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君（登壇）デジタル化による地域創生についてでございます。広大な面積を有し、人口減少や少子・高齢化が進む本道において、持続可能な地域づくりを進めるためには、幅広い分野でデジタルを活用していくことが重要でございます。

このため、道では、オンライン診療や遠隔授業の促進、地域交通の維持に向けたMaaSの推

進、スマート農林水産業の普及など、本道の特性や課題を踏まえた取組に加え、地域のデジタル化を担う人材の育成や各種相談体制の強化、さらには、将来を見据えた自動運転やドローンなど、新たな技術の実証にも取り組んでいるところでございます。

今後、市町村や関係機関、事業者とも連携を強化しながら、道内の先進的な取組の情報収集・共有を図り、国の交付金も積極的に活用して横展開を加速するなど、デジタルを一層生かした地域創生の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）子ども政策に関し、保育士の確保対策についてであります。令和3年10月時点において、道内の保育士登録者数の約6万9000人のうち、資格を持ちながら勤務をしていない方は約5万4000人と見込んでいます。女性の就業率の向上や幼児教育の無償化などによる子育て環境の変化に伴い、増加し多様化する保育ニーズに的確に対応していくためには、保育の担い手の確保は重要な課題であると認識をいたしております。

道では、これまで、北海道福祉人材センターでの再就職のあっせんや、就職準備金の貸付けなどによる経験者の職場復帰支援策のほか、保育所等における処遇改善加算の取得促進や、ICTの活用による就業環境の改善などにも取り組んできておりますが、今後は、こうした取組に加え、保育士養成施設等に職員が出向いて、保育士が子どもたちに寄り添うやりがいのある職種であることを積極的に情報発信するとともに、地域の実情を考慮した公定価格の改定と保育士のさらなる処遇改善について国に要望するなど、人材確保に向けた取組の充実を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）初めに、地球温暖化防止対策条例についてであります。温室効果ガスの排出削減を進めるに当たっては、事業者の方々が、排出量報告制度を活用して、自らの排出量を把握し、効果的な取組を進めていただくことが重要と考えます。

今後、排出量報告の一層の促進を図るため、報告していただく事業者を対象とした低利の融資制度の創設による取組への支援や、ゼロカーボン・チャレンジャー事業者へのインセンティブを充実させるとともに、報告制度を分かりやすく説明するリーフレットの作成や、道内14か所で予定している条例改正の説明会の開催などによりまして、報告制度の周知徹底を図ります。

さらに、事業者向け相談窓口の設置や排出量算定に関するセミナーを開催するなど、事業者の方々への丁寧なサポートに努め、計画書の提出を促していくとともに、過去に提出があった事業者や、省エネ法や温対法に基づく国への報告がなされているものの、道に報告をいただいている事業者等に対しまして、個別に働きかけを行うなど、報告制度の実効性の確保に積極的に取り組んでまいります。

次に、地球温暖化対策推進計画についてでございますが、この計画は、昨年3月に改定しており、多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化、豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用、森林等の二酸化炭素吸収源の確保を取組の大きな柱とし、中期目標の48%削減をはじめとして、様々な補助指標を掲げております。

今定例会に提案中の条例改正案では、道の責務や排出量の簡易報告制度の拡充などを盛り込んでおりますが、改正内容は、基本的に現計画とそごのあるものではないと考えております。

いずれにいたしましても、現計画では、削減目標の達成状況はもとより、今後の世界的な動きや、国の新たな制度、施策などの状況、イノベーションの進展なども踏まえながら、必要に応じて見直しの検討を行うこととしており、今後とも、状況の変化などを的確に捉え、適宜、見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 総合政策部長濱坂真一君。

○総合政策部長濱坂真一君（登壇）初めに、企業におけるSDGsの取組についてでございますが、SDGsの推進に当たっては、道内各地で多様な主体による取組の裾野が拡大していくことが重要でありますことから、道では、2018年度に北海道SDGs推進ネットワークを設置し、出前講座やセミナーなどを通じた普及啓発を行うとともに、会員同士の交流の場を通じた連携協働関係の構築に努めており、現在、会員数は2000を超えております。

こうした中、国におきましては、2020年度に、企業などのSDGsの取組の見える化を図るために、地方自治体による登録などの取組を示しておりますが、道においても、取組の見える化は重要との認識の下、今年度から新たに、ネットワーク会員企業等の具体的な取組事例を道のホームページで分かりやすく情報発信しているほか、道内企業等におけるSDGsの取組のきっかけとなるよう、金融機関などの協力の下、無償のSDGs診断を提供する北海道SDGs推進サポート制度を運用するなど、国が示す取組の趣旨を踏まえ、北海道SDGs推進ネットワークを活用し、取り組んでいるところでございます。

道としては、今後とも、より多くの企業がSDGsに関心を持ち、具体的な取組が一層広がるよう努めてまいります。

次に、北海道SDGs未来都市計画についてでございますが、この計画は、SDGs達成に向けた3か年の計画であり、2018年度に当初の計画を策定し、計画期間が終了した2021年度に改定をしたところでございます。

道では、この計画に掲げる目標の実現に向けて、経済、社会、環境の3側面の関連施策を推進するとともに、道民の皆様への普及啓発や市町村への支援などに取り組んでまいりましたが、SDGs推進の取組が様々な分野や地域で一層広がるとともに、多様な主体による連携協働関係へと深まっていくことが必要と認識をしております。

道としては、こうした状況を踏まえ、次期計画に向けて、引き続き、幅広い層への働きかけや交流の場を設けるなどして、本道におけるSDGsの推進が一層図られるよう、取組を進めてま

います。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 保健福祉部長京谷栄一君。

○保健福祉部長京谷栄一君（登壇）病床の機能分化などに関し、地域医療構想の推進についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応が続く中におきましても、高齢化は着実に進行し、医療ニーズの質や量も変化をしておりますことから、道では、これまでも、地域の課題などを関係者の皆様方と共有しながら、各圏域の調整会議において議論を重ねてきたところでございます。

こうした中、南檜山や南空知、上川北部などの一部の圏域では、急性期医療の集約化や病院の再編などに向けた具体の協議が進み、道といたしましても、地域で不足をする病床機能への転換などに対し、支援を行ってきたところでございまして、引き続き、こうした取組を進めるほか、コロナ禍の経験も踏まえ、地域で必要とする医療を圏域全体で確保するという考えの下、医療機関相互の機能分担や連携の促進に向けて、地域医療連携推進法人制度の活用を働きかけるなどしながら、今後の感染症対策とも整合を図りつつ、各圏域での議論を一層深め、効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 環境生活部アイヌ政策監相田俊一君。

○環境生活部アイヌ政策監相田俊一君（登壇）アイヌ政策に関し、アイヌの方々に対する理解の促進についてでございますが、アイヌの方々は、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民民族である」と、アイヌ施策推進法において示されているところであり、このたびの大学教員の方によるSNSへの投稿内容は、不適切なものであると認識しております。

道といたしましては、アイヌの歴史、文化や差別の現状につきまして、道民の皆様はもとより、国内外の皆様にも正しく理解していただくことが重要であると認識をしているところであり、今後とも、様々な機会や媒体を通じて理解の促進に努めますとともに、ウポポイをはじめとした道内のアイヌゆかりの地を訪れていただき、理解を深めていただくよう効果的なPRを行うなど、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）赤根議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、道政の諸課題に関しまして、まず、小中学校における感染症対策についてであります。道教委では、各学校に対し、北海道総合研究機構と連携して冬の期間の換気方法を示すほか、専門家を派遣して感染症対策の助言を行うなど、効果的な感染症対策等の普及に努めるとともに、市町村教育委員会に対し、国の感染症対策の補助事業を周知し、保健衛生用品や換気対策用備品等の整備に積極的に活用するよう働きかけております。

こうした中、道内の小中学校における空気清浄機やサーキュレーターの設置率は、全国平均を上回るなど、対策が図られてきているものと考えております。

道教委といたしましては、引き続き、各学校に対し、感染症対策における換気等の重要性を示すとともに、市町村教育委員会に対し、国の補助事業を積極的に活用して必要な対策を行うよう働きかけ、安全、安心な教育環境が確保され、子どもたちの健やかな学びが保障されるよう努めてまいります。

次に、アイヌ政策に関しまして、道教委の取組についてであります。学校教育においては、先住民族であるアイヌの人たちが自然などとの関わりの中で育んできた歴史、文化等について、子どもたちの発達の段階に応じて指導することが重要です。

道教委では、これまで、本道の偉人を題材として作成いたしました北海道版道徳教材の中に著名なアイヌの方々の生涯について掲載し、授業等で活用するよう促すとともに、アイヌの人たちの歴史、文化等に関する効果的な指導方法等について協議を行う北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業を実施し、その成果の普及に取り組んでまいりました。

今後は、新たな教育推進計画に、ウポポイをはじめとする関連施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進を位置づけ、特色ある取組を普及しながら、各学校の実践に役立てるようになることなどを通して、アイヌの人たちの歴史、文化等や、多様性を認め合う共生社会への理解を深める指導が充実するよう取り組んでまいります。

次に、教育行政に関しまして、まず、学校における働き方改革についてであります。学校を魅力ある職場とするためには、教員が心身のゆとりとやりがいを持って働くことができる環境を整備していくことが重要であり、アクション・プランの目標としている、月45時間、年360時間以内の時間外在校等時間を超える教員がまだまだ多いことなどから、一層の改善が必要と考えております。

道教委といたしましては、教員が本来担うべき業務に専念することができるよう、ICTの有効活用や、部活動指導員など外部人材の配置、庁内が連携した学校の業務の精選に努めるとともに、本庁や教育局職員による学校訪問等により、特に長時間労働となっている教員から直接話を聞くなどして、アクション・プランに基づく取組の進捗状況や課題を把握し、改善されていない場合には、校長に対して改善を求め、その後の状況を確認するほか、市町村教育委員会と連携をしながら、成果及び課題を定期的に明らかにして改善を講じるなど、学校における働き方改革に向けた取組の一層の推進に努めてまいります。

最後に、教員の人材確保についてであります。優秀な教員の確保は、学校教育の質の維持向上を図る上で大変に重要であり、より多くの方々が教員採用選考検査を受検しやすい環境を整備するほか、教員を志願する方々を増やすため、教職の魅力を実効的に発信していくことが必要と考えております。

道教委では、優秀な教員の確保に向けて、今年度から、登録者が抱える疑問や不安を払拭し、辞退者を減らすために実施しております登録者向けガイダンスや、第1次検査の大阪会場の開設

に加え、次年度は、新たに、教職大学院修了者に対する選考検査の一部免除、第2次検査の札幌市内会場の増設や、登録発表日の9月末への前倒しを行う予定であります。

今後も、国の選考検査の早期化、複数回実施の検討状況を踏まえ、一層受検しやすい環境づくりに取り組むとともに、市町村教育委員会、高校や教員養成大学などと連携をしながら、早い段階から教員の魅力を伝える場の充実に努めるほか、働き方改革の取組を加速させ、その成果を広く発信するなど、様々な取組を総合的に推進し、全庁一丸となって教員の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 赤根広介君。

○66番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、順次、再質問をしていきます。

初めに、道政の諸課題について、鈴木道政の人口減少について対策の具体策を伺いましたが、国において検討が進められている少子化対策を注視するとして、新たな取組はお示しいただけませんでした。

知事は、1月の記者会見で、国がやるべき役割、また、都道府県がやるべき役割、市町村がやるべき役割をしっかりと連携させた中で、一刻の猶予も許さない子育て支援の強化に取り組んでいく必要があると述べられていますが、それぞれの役割とはどのようなもので、知事としてどのようにその役割を果たしていこうとするのか、伺います。

積み残した課題として、I Rについて伺いました。

知事就任後、序盤の論戦の中心テーマであったI Rについて、知事が、北海道らしいI Rのコンセプトに言及してから、はや3年半が経過しましたが、任期最後の定例会においても、施設機能や効果等を示した北海道らしいI Rのコンセプトが示されることはありませんでした。

様々な事由を述べられ、中長期的な視点に立って引き続き検討するとのことで、相変わらず時間軸が判然としませんが、自然と共生する北海道のI Rには大きな期待を寄せており、来るべきときには誘致に挑戦できるよう、所要の準備をしっかりと進めていく、今後、道民の皆様にとしっかりと説明してまいると、申請見送りを表明された令和元年の第4回定例会で知事は述べられているわけでありませう。

先ほど答弁されたように、コロナをはじめ、様々な情勢変化がある中、知事のI Rに対する期待や思いはいささかの変化もないのか、率直に伺います。

また、この3年余り、道民への説明はどのように尽くされてきたのか、今後の対応と併せて伺います。

新型コロナウイルス感染症対策について、どのようにして5類移行後における道民の命と健康を守っていくのかとただしましたが、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るなど、円滑な移行に向け全力で取り組むとしながら、内容は全て国任せであります。

移行後は、コロナに罹患した場合、全ての医療機関で診てもらえることとなっているものの、本当にそうなのか、不安や懸念が残ります。



知事は、保健・医療現場における混乱を回避しながら新制度への移行を円滑に進め、地域の実情に応じた医療提供体制を具体的にどう構築するのか、伺います。

第三者認証制度について、国の方針は承知をしておりますが、あくまで努力規定であり、いつまで制度を続けるかについては、まさに、地域の実情に鑑み、知事が判断すべきと考えますが、再度の見解を求めます。

検証については、有識者会議を速やかに開催し、これまでの対策の検証を行う考えがあるのかとの趣旨で質問しましたが、道としての対応の方向性の検討を進めるなど、移行に向けてしっかりと準備を進めるとのお答えで、質問と答弁が全くかみ合いませんでした。

知事が開会日の記者会見で述べた、議員と真摯な議論を積み重ねていきたいとの内容がこのようなものかと、大変残念に思うところではありますが、いずれにしても、一連の対策についての検証を行うつもりがあるのかないか、端的にお答えください。

子ども政策について、独自に様々な支援に取り組む市町村とも十分に連携しながら、安心して子どもを産み育てることのできる北海道づくりを進めるとのことですが、これまでの対策が必ずしも功を奏さず、少子化が加速化している原因をどう分析し、今後の対策にどう反映させようとするのか、伺います。

保育士の確保対策について、地域の実情に合わせた公定価格の改定とさらなる処遇改善について国に要望するとのことですが、保育士は、勤務時間が長くなりがちで、給与水準も低く、離職率が高くなっており、要望が実現するまでの間、道としての処遇改善策を講じる必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、ゼロカーボン北海道について、現行の北海道地球温暖化推進計画は、今回提案されている条例改正の内容と基本的にそごのあるものではない旨の答弁でありました。

条例改正後は、ゼロカーボン北海道推進計画と、その名称が変わりますが、いずれにせよ、計画は条例に基づき策定するものとされているわけであります。

昨年4定でも、条例の改正を受け、見直しが必要になるのではないかとただしましたが、まずは、現在取り組んでいる条例の見直しについて、議会での御議論や道民の皆様の御意見も踏まえてしっかりと検討すると、しっかりと何を検討するのかさえ意味不明の答弁でありました。

条例と計画の関係を知事はどのように認識しているのか、再度伺います。

新エネの導入拡大や、それに必要な整備を加速化する必要がある、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、各般の施策を推進するとお答えになったそばから、提案されました最終補正予算では、新エネルギー導入加速化基金を6億6300万円余りも減額しております。

ゼロカーボン北海道の実現に向け、重要な役割を果たすこの基金を減額しているようでは、言っていることとやっていることが全く相反するわけであります。なぜ、このようなそごが生じるのか、所見を伺います。

観光振興について、新たな財源確保が遅れば遅れるほど、観光地の整備など、必要な対策も遅れることとなるわけですが、持続可能な本道観光の実現をどのように図るのか、お伺いをしま

したが、誘客の取組を加速化し、一日も早い観光需要の回復に取り組むとのことのお答えでありました。

私も当面の対策を当然否定するものではありませんが、お聞きしたのは、新たな財源確保がままならない中で、持続可能な本道観光をどう実現していくのかとお聞きしたわけであります。再度の答弁を求めます。

最後に、アイヌ政策についてです。

大学教員によるSNSの投稿内容は不適切なものと、振興監が認識を示されましたが、北海道の知事としては、その認識を対外的に、それこそしっかり表明する必要があると考えるわけでありますが、知事の見解を伺います。

以上、答弁いかんによっては再々質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の再質問にお答えいたします。

最初に、道政の諸課題に関し、人口減少対策についてであります。人口減少問題は、少子化対策はもとより、幅広い分野にわたり、粘り強く総合的に取り組んでいくことが重要であります。

そうした中、道では、国における施策を効果的に活用し、市町村との連携や役割分担を図りながら、地域の特性に応じた施策を展開していく観点から、道における総合戦略の推進と市町村の総合戦略への支援を両輪として、一体的な取組を進めてまいりました。

また、道独自の取組としても、市町村による創意工夫を生かした事業への地域づくり総合交付金による支援や、国の交付金などの有用な情報や先進事例の紹介に力を尽くしているところであり、今後とも、様々な支援を効果的に組み合わせながら、本庁と振興局が十分連携を図りながら、道の役割を果たしてまいります。

次に、IRについてであります。IRは、交流人口の増加や民間投資の拡大など、全道各地に幅広い効果を創出するプロジェクトであることから、道では、来るべき誘致への挑戦に向け、北海道総合計画や観光のくにづくり行動計画に北海道らしいIRコンセプトの検討を位置づけ、また、議会議論を通じ、計画的に取り組む旨、表明をしてきたところであります。

今後、社会経済活動や先行事例の状況を見極め、国の動向も注視しながら、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、中長期的な視点に立って検討してまいります。

次に、今後の対応についてであります。国の、感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針においては、必要な感染対策や準備を講じつつ、幅広い医療機関で受診できる体制や医療機関の間で入院調整を行う体制へと段階的に移行していくことなどの方向性が示されたところであります。

これを受け、道では、全国知事会と連携し、具体の検討内容や段階的な移行の考え方の早期提示と財政支援の継続、感染拡大期においても医療機関の間で入院調整が可能となる支援などを国

に求めたところであります。

道としては、3月上旬をめどに示すとしている国の医療提供体制の具体的な方針を見極めつつ、引き続き、医療機関や関係団体とも密接に連携をしながら、道民の皆様が安心して医療を受けられるよう、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るなど、円滑な移行に向けた準備を進めてまいります。

次に、第三者認証制度についてであります。認証制度の廃止に係る国の説明会において、基本的対処方針が廃止されるまでは、認証制度を維持する必要がある旨、都道府県に示されているところであり、道としては、認証制度の取扱い等に係る国の動きを注視しながら、適切に対応を進めてまいります。

次に、これまでの感染症対策についてであります。道では、これまで、節目節目において一連の取組について振り返りを行い、有識者の方々などの御意見を踏まえた上で、その後の対策に生かしてまいりました。

道としては、感染症法上の位置づけの変更に向けて、まずは円滑に移行していくことが何よりも重要と考えており、現在の対策本部に代わる機能を含め、対応の方向性の検討をしっかりと進めてまいります。

今後とも、国の動向や道のこれまでの取組等を踏まえ、有識者の方々などに御意見を伺いながら、適切に対応してまいります。

次に、少子化対策についてであります。少子化が進行している背景には、仕事と子育ての両立や、家事、育児への負担感、年齢や健康上の理由など、様々な背景や要因が考えられるほか、今般の感染症の長期化により、若い世代の生活面における経済的、精神的な不安等から、婚姻数や出生数の減少傾向が続いているものと考えております。

国では、少子化傾向を反転させるため、今後の子ども政策の強化に向けて検討を進めており、道としても、国の動向を注視しながら、新たな対策への対応や現状と課題について全庁を挙げて検討を進め、結婚や子育てへの支援をはじめ、人口減少対策、経済・雇用対策など、幅広い観点から切れ目のない対策に取り組んでまいります。

次に、保育人材の確保についてであります。保育士等の方々の処遇改善については、経験年数に応じた賃金改善が図られるよう、キャリアアップ研修の受講者を対象として、保育所等の運営費への加算措置が講じられており、保育士の平均賃金は徐々に改善が見られるところであります。

道としては、引き続き、研修の受講環境の充実を通じて、保育所等の加算取得を促進するとともに、就業環境の改善や経験者の職場復帰支援などの人材確保に取り組むほか、現在、国において、人員配置基準を含めた保育サービスの充実に向けた検討が進められていることから、保育所等の運営実態や地域実情を考慮した公定価格の改定とさらなる処遇改善を強く要望してまいります。

次に、地球温暖化対策推進計画についてであります。条例改正案では、ゼロカーボン北海道

の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、ゼロカーボン北海道推進計画を定めることとし、削減計画や計画の推進に必要な事項などを定めるべき事項として規定しております。

また、改正案では、これらを掲げている現行計画を、改正後の条例により定める推進計画とみなす附則を設けているところであります。

いずれにいたしましても、現計画は、条例改正案の内容とそごのあるものではないと考えておりますが、今後の条例も踏まえ、一層の取組を充実させてまいります。

次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。基金事業につきましては、地域の意向等を踏まえ、予算を措置いたしました。市町村の事業の取りやめや延期などが生じ、減額することになりました。

いずれにいたしましても、道としては、今後とも、エネルギーの地産地消の取組を促進するとともに、洋上風力発電の開発、導入を進めるなど、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。

次に、観光振興についてであります。道では、観光振興機構や国をはじめ、市町村や地域の観光団体など、観光振興に携わる全ての方々と連携を強めながら、アドベンチャートラベルに代表される長期滞在や、地域の特性を生かした新たな商品づくりなどといった観光の高付加価値化を図ることにより、持続可能な観光立国・北海道の再構築に向け取り組んでまいります。

最後に、アイヌの方々に関する不適切な発言についてであります。道としては、これまでも、アイヌの方々やその歴史に対して正しい理解が進むよう、啓発冊子の発行やフォーラムの開催などに取り組んでまいりました。

そのような中、このたびのSNSでの不適切な発言は、残念でなりません。

この大学教員に対しては、所属において適切に対応がなされているものと承知をしておりますが、道といたしましては、今回の事案も踏まえ、アイヌの歴史、文化や差別の現状についてさらなる理解が促進されるよう、国や関係機関と連携して幅広く啓発を実施するなど、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長市橋修治君 赤根広介君。

○66番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、再々質問をさせていただきます。

知事は、昨日の議会で、知事選に臨む基本的な考え方を述べられ、北海道が直面している様々な困難に立ち向かい、道民の皆様の健康、暮らしをしっかりと守り抜くとともに、北海道の確かな未来をつくっていく覚悟を示されたわけであります。

私も、そうした考え方は率直に共感するところでありますし、客観的に見て、再選の可能性は極めて高いというふうにも考えるところであります。

そうした状況にあるときだからこそ、甘んじることなく、例えば、先ほど来議論されているエネルギーあるいはIRなど、賛否が分かれる問題や自身が批判を受けるかもしれない課題にも、

こうした議会議論や公約等で明らかにする責務があると考えられます。

積み残した課題について、I Rについて伺いをしてみました。I Rの有力候補地と目されていた苫小牧市の岩倉市長は、年頭の会見で、I Rの誘致の是非について、知事にできるだけ早く意思をはっきりしてほしい、また、前向きと後ろ向きの両方に取れるような知事の発言が続いていると述べられ、できるだけ早く明確にしたほうが全体のロスが少なく済むのではないかと述べられているわけでありました。

この間の議会議論では、北海道らしいI Rのコンセプトを構築し、7年後とも言われる来るべき申請に向け計画的に取り組むと、繰り返し述べられているわけでありましたが、3年前の時間切れという大失敗の轍を踏まえ、計画的に取り組むその第一歩が北海道らしいI Rコンセプトの構築であるならば、まずはそのコンセプトを道民に明示すべきであります。

知事が本気でI Rに挑戦するならば、まず、このことを道民に示すべきであります。今後のI Rについての取組について、再度、所見を伺います。

次に、観光振興についてであります。

観光振興について、新たな税の導入に向けては、観光需要の回復状況を見極めながら慎重に進める必要があるという答弁でありました。

アドベンチャートラベルに代表される長期滞在や、地域の特性を生かした新たな商品づくりなど、観光の高付加価値化を図る、こうした取組を通じて持続可能な観光立国・北海道の再構築を図る、この方向性については私も異論がないわけでありましたが、こうしたことを実現していくためにも、しっかりと財源を確保しなければいけないわけでありました。

先ほど、新たな税の導入については慎重に進める必要があるとの答弁でありましたが、一方で、2月10日、北海道観光振興機構改革に向けた提言書が、改革プロジェクトチームから小金澤会長に手交されており、その要望の中には、道の観光予算の増額、そして、交通部門と観光部門の一体化、これは、私的には、ちょっとあまりお勧めできないのかなと思います。

また、観光部の設置、そして、観光目的税の導入については、これらの事業に要する予算の確保に観光目的税の仕組みが有効であることから、導入について道に要望することと、こうした要望が観光振興機構に手渡されており、この要望を取りまとめたプロジェクトチームには、道庁の観光の所管のトップであります山崎観光振興監がメンバーに入っておりますので、まさに要望をつくる側と受ける側が一体となって、既に、税の導入については進めるべきだというような形になっているわけでありました。

こうしたことを踏まえれば、既に、税の導入については、しっかりと、知事としても議論を進めるというスタンスを明らかにすべきと考えられます。最後に知事の答弁を求めて、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長市橋修治君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）赤根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、I Rについてであります。今後も、社会経済活動や先行事例の状況を見極め、国の動

向も注視しながら、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、中長期的な視点に立って検討を  
してまいります。

最後に、観光振興についてであります。道では、現在、観光立国・北海道の再構築を目指  
し、アドベンチャートラベルに代表される付加価値の高い観光地づくりなど、将来を見据えた取  
組を積極的に進めているところであります。

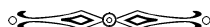
こうした取組を今後一層加速するためには、将来にわたる安定した観光財源の確保も重要であ  
ると考えているところであります。

以上であります。

○副議長市橋修治君 赤根広介君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩



午後3時32分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

檜垣尚子君。

○10番檜垣尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり）札幌市中央区選出、自民党・道民会議の檜  
垣尚子です。

通告に従いまして、順次、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、道産食品の海外への販路拡大についてであります。

道では、オンライン商談会の開催や、海外どさんこプラザの現地スタッフによる北海道フェア  
の開催などにより、コロナ禍における道産食品の販路拡大に取り組んできたものと承知していま  
す。

海外では、日本食レストランが増えているなど、日本食のニーズが高まっている中、北海道の  
強いブランド力を生かし、道産食品を海外に展開していくことが重要であります。道内食品製  
造業の多くを占める中小・小規模企業の輸出を促進するには、海外どさんこプラザなどを活用  
し、道産加工食品の輸出にチャレンジする機会を提供するなど、より丁寧な対応が必要と考えま  
す。

道は、今後、アフターコロナを見据え、道産加工食品の海外への販路拡大にどのように取り組  
んでいくのか、伺います。

次に、がん対策についてであります。

我が国では、2人に1人ががんになり、男性の4人に1人、女性の6人に1人ががんで亡くな  
られていると言われております。

がん対策については、検診の受診率を上げ、早期発見につなげることが必要であるとともに、  
がんになっても働き続けられる職場環境づくりを推進していかなければなりません。

道においては、平成28年から、検診の受診促進やがん患者に対する就労支援など、本道のがん対策を支援している企業を登録する制度——北海道がん対策サポート企業等登録制度を開始し、官民一体によるがん対策を推進しているものの、登録者数は、現在、616企業にとどまっております。まだまだ十分な数とは言えません。

道は、本制度を広く周知、活用しながら、検診の重要性の啓発やがん患者が働き続けられる職場環境づくりに、より一層努めるべきと考えます。

最近では、がんに罹患し、治療が必要になったとしても、医療の進歩により、体の負担も抑えられる治療が増え、働きながら抗がん剤治療を受けたり、また、治療が短期で終わることも多くなっています。

ただ、精神的負担はもちろんのこと、治療費という面でも、がん治療は決して安価なものではありません。

そのため、高額な治療費を準備するためにも仕事を続けたいと考える特に若い方——AYA世代に対し、罹患した場合の公的な支援や助成制度のほか、就労しながら治療ができるような各種支援の周知も必要です。

道は、北海道がん対策サポート企業等登録制度を含め、がん対策の推進にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、国宝の指定についてであります。

北海道には、それぞれの地域の歴史と風土の中で培われてきた貴重な文化財が多数存在しており、それらの文化財は、将来を担う子どもたちに郷土の歴史や伝統文化への誇りと愛着を育むなど、多くの人々が心の豊かさを実感できるための糧となっています。

一昨年、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録され、北海道全体が喜びに沸いたことは、今でも記憶に新しいところでありますが、さらに、昨年11月、遠軽町の北海道白滝遺跡群出土品が、国の審議会から文部科学大臣に対し、国宝に指定するよう答申されたことは、大変名誉なことでもあります。

特に、北海道の国宝としては、平成19年の函館市著保内野遺跡出土の中空土偶に続いて2例目で、日本では最も古い国宝となり、世界に誇る国民の宝として認められたものと承知しています。

そこで、この国宝の価値や今後の活用などについて、以下、伺ってまいります。

北海道白滝遺跡群出土品は、これまでも国の重要文化財として指定されていたことから、既にその重要性は認められていたものであり、今回、新たに国宝となるということは、さらにその評価が高まった結果であると認識しています。

道教委は、この白滝遺跡群の石器の価値についてどのように評価しているのか、伺います。

本年4月15日、16日の両日、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌市で開催されます。

主要国の環境政策の責任者が一堂に会する本会合は、メディアを通じて世界に発信されること

から、本道が誇る自然や食の魅力のほか、地域の文化財のすばらしさを広く国内外に発信することは、極めて大きな意義があるものと考えます。

私は、この好機を逃さずに、日本の宝と証明された白滝遺跡群の石器をメディアに発信する仕掛けを早急に検討すべきと考えますが、道教委の見解を伺います。

また、この日本の宝は、北海道の子どもたちにとって、ふるさとへの愛着を育む貴重な教育資源でもあります。

道教委は、今後、この貴重な文化財をどのように活用していくのか、併せて伺います。

次に、小学校から高等学校までの12年間を見通した学力向上の取組の推進についてであります。

道教委では、今年度、小学校から高等学校までの12年間を見通した学力向上に重点的に取り組んでおり、各種報告書における分析の工夫改善や、小・中・高の校長や教員が全国学力・学習状況調査の結果を含めた学力の成果や課題を共有し、授業改善に向けて協議するなど、小・中・高を一体的に捉えた学力向上の取組を推進していると承知しています。

昨年11月に公表された令和4年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書では、小学校6年生と中学校3年生の全ての教科において全国の平均正答率を下回っており、義務教育を基礎とする高等学校教育にも大きな影響を与えることが懸念されます。

さらに、本年4月に実施される令和5年度の全国学力・学習状況調査では、一部の教科がオンライン方式で実施されることなどから、授業などで1人1台端末を活用した学習をより一層取り入れながら、学力向上に向けた取組を推進することが必要であり、また、将来的には、小・中・高の12年間のさらにその先へつながっていくような教育が望ましいと考えます。

道教委は、これらの課題への対応も含め、検証改善サイクルの定着など、これまでの学力向上策の継続的な推進と併せて、これからの時代に求められる資質、能力の育成に向け、道内の子どもたちにどのような力を身につけさせ、また、今年度の成果と課題や国の動向等を踏まえ、小・中・高を一体的に捉えた学力向上の取組をどのように推進していく考えなのか、伺います。

最後に、特別支援教育の充実についてであります。

昨年末、国が実施した調査の結果から、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小学校、中学校で8.8%、高等学校では2.2%であると公表されました。

特別支援教育への関心が高まる中、特別支援教育の対象となっている子どもはもとより、学校生活で困難さを感じている子どもの保護者の方から、学校の中でうまくやっつけられるだろうか、将来自立することができるだろうかといった不安の声をお聞きしています。

各学校においては、子どもの困難さや保護者の心情に寄り添い、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が行えるよう、特別支援学校はもとより、小中学校や高等学校など、全ての学校において、特別支援教育に関する幅広い専門性の向上を図ることが大切であると考えます。

こうしたことから、保護者をはじめとする関係者とともに、本道における特別支援教育の充実に向けた体制整備について検討が必要であると考えますが、道教委では、令和5年度から始まる



新たな特別支援教育に関する基本方針の下、どのように取り組むのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）檜垣議員の質問にお答えいたします。

最初に、道産食品の海外への販路拡大についてであります。道では、国外の往来規制の緩和を受け、昨年11月にはシンガポールで、今年1月にはタイで、それぞれ3年ぶりとなる展示商談会を開催したところ、現地の飲食店やスーパーなど、多くのバイヤーの参加があり、現地での道産食品に対する高いニーズを実感できました。

また、商談会では、新たに、輸出に意欲を持つフード塾修了生やヘルシーD oに取り組む事業者の方々などが出展し、対面での商品説明や試食提供を実施したところ、ワインや納豆、乾そばなど、約70件に上る商談に結びついたところであります。

道としては、今後とも、中小・小規模事業者を中心とした本道の食関連産業振興のため、海外のどさんこプラザを拠点とした海外市場への販路拡大を目指す人材を育成するとともに、包括連携協定先の企業と連携をしながら、道産食品のPRやトップセールスを行うことなどにより、北海道ブランドを発信し、さらなる販路拡大に取り組んでまいります。

次に、がん対策の推進についてであります。がんは、早期発見し、適切な治療を行うことで、死亡者数の減少につながることから、道では、検診の重要性について理解を深めていただくことはもとより、検診の促進や、治療と就労の両立支援など、職場環境の充実に取り組むがん対策サポート企業の拡大に努めてきており、今年度、新たに127社に登録をいただいたところであります。

今後は、サポート企業から他の企業を御紹介いただくなどして、登録をさらに広げてまいります。

また、AYA世代のがん患者の方々に対しては、妊よう性温存療法への助成や、治療と仕事の両立に必要な各種支援制度を取りまとめたがんサポートハンドブックを作成、配付するとともに、企業との協働による講演会の開催、さらには、SNSを活用した情報発信など、今後とも、患者の方々の年代に応じた医療提供や相談支援に取り組むなどし、官民一体で、がんに負けない社会づくりを一層進めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）檜垣議員の御質問にお答えをいたします。

まず、北海道白滝遺跡群出土品についてであります。今回、新たに指定される国宝は、日本最大規模の黒曜石産出地である遠軽町白滝地区の遺跡から出土した1965点から成る旧石器時代の石器で、約3万年前から1万5000年前にかけての途切れることのない石器の変遷や、原石から石器を製作する過程を明確に追うことができるなど、その内容、質、量ともに群を抜いているものです。

また、文化財保護法では、「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。」と規定をされておりまして、日本で最古、また最北となるこの新たな国宝は、世界的にも価値が高いと認められたものと受け止めております。

次に、北海道白滝遺跡群出土品に係る今後の活用についてであります。国内外から北海道に訪れる多くの方々に、新たな国宝をはじめ、北海道・北東北の縄文遺跡群を含む、多彩な自然や歴史、文化を様々な機会を通じて幅広く紹介し、本道の魅力を感じていただくことは重要です。

このような中、本年4月に開催されるG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合は、各国の政府関係者の皆様へ、新たな国宝の価値と魅力を発信する絶好の機会であることから、主催の実行委員会や知事部局、遠軽町と連携を図り、各大臣が出席をする地元歓迎レセプションにおいて、パネル等で紹介する展示ブースを設置し、世界に向けて積極的にPRしてまいります。

また、道教委では、これまでも、児童生徒向けの文化財ニュースレターや広報誌で新たな国宝を紹介するなど、子どもたちの興味、関心を高める取組を行っておりますが、今後は、遠軽町と連携をし、より多くの子どもたちが、この貴重な文化財を通して北海道への愛着や誇りを育むことができるよう、様々な場や機会の提供と体験活動の充実に取り組んでまいります。

次に、学力向上の取組についてであります。道教委では、社会で自立をし、未来社会を切り開くための資質、能力の育成を目指して、学力向上の取組を進めてきており、全国調査においては、全国の平均正答率を上回る市町村の数が増加傾向にあるほか、今年度、学力調査等の分析に基づく授業改善の方策を各学校等に周知するとともに、小・中・高の管理職や教員等を対象とした協議会や、継続的な課題である算数、数学の授業改善セミナーなどを実施して、12年間を一体的に捉えた教育課程の在り方などを共有するなど、一定の成果が見られたところです。

一方、依然として、一部の教科で全国との差が縮まっていないなどの課題もあることから、授業での個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現、家庭での学習習慣等の定着のための一層効果的な取組を推進することが必要と考えております。

今後は、端末を活用した授業改善や、家庭での学びと授業を一体的に捉えた新しい学習サイクルの確立を目指し、成果が見られる取組事例の普及と併せて、国や大学等が提供する端末を活用した学習システムの積極的な活用を促すなどしながら、本道のどの地域においても、より質の高い教育を保障できる教育環境の充実に努めてまいります。

最後に、特別支援教育の充実についてであります。通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加している中、全ての学校において特別支援教育に関する体制を整備し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことができるようにすることが重要です。

このため、道教委では、今般改定をする特別支援教育に関する基本方針に、関係機関との連携による地域の支援体制づくりとともに、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を位置づけたところです。

今後、保護者の方々や校長会、市町村教育委員会等で構成する検討会議を設置し、乳幼児期か

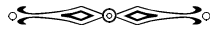
ら社会参加に至るまでの一貫した教育支援の在り方や、特別支援教育の研修の改善、保護者の意向を踏まえた進路指導等についての検討を進めるなどして、本道における特別支援教育のさらなる充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 檜垣尚子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時53分休憩



午後3時55分開議

○議長小畑保則君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

藤川雅司君。

○36番藤川雅司君（登壇・拍手）（発言する者あり）最後の質問になりました、民主・道民連合、藤川雅司です。

まず、エネルギー政策について伺います。

蓄電池の導入促進についてであります。

再生可能エネルギーの導入を拡大していくためには、風力や太陽光などの再エネの不安定性を補完する蓄電池の利用拡大が必須です。一般家庭などで太陽光発電と蓄電池の導入が進むよう、しっかりとサポートをすべきと考えます。

道では、家庭部門の再生可能エネルギーの導入促進を目的に、太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業を行っております。

この事業は、北海道が、さっぽろ連携中枢都市圏12市町村——札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の12市町村、さらには、胆振復興3町——厚真町、安平町、むかわ町と共催して、共同購入事業を行うアイチューザー共同事業体と協定を結び、一般家庭と施工業者とを結びつけて、太陽光発電、蓄電池の普及を図っていく仕組みと承知しています。

これまでの取組結果はどうなっているのか、また、市町村が行う蓄電池導入に向けた補助制度と連携を図るべきと考えますが、今後どう取り組んでいくのか、伺います。

次に、カーボンニュートラルについて質問いたします。

2020年10月、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量との均衡が保たれていることです。

道では、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボン北海道の実現

を目指すとしています。したがって、温室効果ガスの排出の削減とともに、二酸化炭素を吸収する森林の育成——森林吸収源対策も重要な施策であります。

道内には多くの森林がありますが、木の年齢が高齢化しており、温室効果ガスの吸収力は弱くなっています。そこで、伐採して利用し、若い木を育てることが必要となっており、木材の利用拡大に向けての取組が重要となっています。

近年、施設の老朽化などに伴い、公共施設の建て替えを進める道内の市町村が多く見られます。こうした施設に道産木材を利用する事例もあると承知しています。

私の地元・札幌市においても、今年4月にオープンする予定の子育て関連施設や、令和6年度——2024年度末に供用開始を予定している中央区役所では、床や天井の一部、家具などで道産木材が使用されることになっています。

公共施設に地域の木材を利用することは、地域の森林整備の促進に結びつく重要な取組であります。道内の市町村が税財源などを活用して、地域で率先して施設の木造化、木質化を行うことが重要であると考えます。

道では、市町村と連携した公共施設の木造化、木質化の推進に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、民間においても、北海道産木材による高層ハイブリッド木造ホテルが2021年10月に札幌中心部にオープンしました。

このホテルのパンフレットを見ますと、建物を木造化することで、木材が成長する過程で吸収したCO<sub>2</sub>の約610二酸化炭素トン建物の中に固定しています、RC構造とした場合と比較すると、1383二酸化炭素トンのCO<sub>2</sub>の発生を抑制していると、このパンフレットで説明しています。

このホテルは、9階から11階の客室は純木造フロアで、床にはCLT材を使用するなど、木をふんだんに使っており、地球温暖化対策に大きく寄与しています。

民間レベルでの建物の木造化、木質化を促進するためのPRも重要です。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定について伺います。

再生可能エネルギーの普及拡大は、これからのエネルギー施策を進める上で非常に重要です。

一方で、風力発電所などを建設するに当たり、山林を大規模に開発する動きもあり、地域住民とトラブルになっているケースが見受けられます。

例えば、（仮称）北海道小樽余市風力発電所が挙げられると思います。この件は、現在、環境アセスメントが行われておりますが、住民説明会では、土砂災害の危険性や景観の悪化など、多くの反対意見が出されたとの報道がありました。地域合意は容易ではないようであります。

一昨年6月の地球温暖化対策推進法の改正によって、市町村が、関係者との合意形成を図りながら、地域と共生する再エネ事業の促進区域を設定できることになりました。

この促進区域は、国及び道が策定する基準に基づいて、市町村が、環境の保全に適正に配慮し

設定するものです。

道が定める基準は、環境保全への適正な配慮の観点から、促進区域に含めない区域や、考慮すべき区域または事項を定めます。

国が2022年4月に示した基準設定に係る省令やマニュアルを踏まえ、道では、現在、北海道環境審議会で道が定める基準を審議していると承知しております。

この仕組みができますと、地域と事業者の合意の下で再エネ事業が進んでいくと思われれます。促進区域の設定に向けた取組を加速化させるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、人権施策について伺います。

インターネット上の人権侵害についてであります。インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。

近年では、携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。

その一方で、SNSでの特定の個人を対象とした誹謗中傷、個人情報掲載などによるプライバシーの侵害、保護者や教員の知らない非公式サイト、いわゆる学校裏サイトでのいじめなど、インターネット上での人権を侵害する行為が大きな問題となっています。

悪質なものは、民事上の責任——損害賠償責任や、刑事上の責任——名誉毀損罪や侮辱罪を問われることがあります。

令和3年——2021年の数字ですが、インターネットを利用した人権侵犯事件は、全国で1736件で、前年から43件増加しており、高い水準で推移しています。

このような状況を踏まえ、道では、ネット被害防止や対策、ネットリテラシーについての啓発など、どう取り組んでいるのか、伺います。

次に、性の多様性への理解促進の取組について伺います。

道では、これまで、性的マイノリティーへの理解促進、差別の防止について取り組んできたこと承知しております。

「性のあり方の多様性の理解と認め合う職場や地域づくり」とのテーマで、にじいろ講座が、2月8日、9日、10日に実施されていると聞いています。

これまでのにじいろ講座の開催の状況と、反応、効果はどうだったのか、伺います。

また、昨年3月に作成したにじいろガイドブックは、性の在り方の多様性を理解し、認め合う職場づくりのために作られた冊子ですが、その活用状況と効果についても伺います。

最後に、3点目は、人権を担当する部署の名称についてです。

昨年の1定でも質問しましたが、道の組織機構では、総合的な人権施策をどこの部署が担当しているのか、よく分かりません。

くらし安全局道民生活課が担当とのことですが、道民など、対外的に分かるような名称、例えば、人権施策推進課に変更すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、ヤングケアラー支援についてであります。

年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うヤングケアラーについては、自らの育ちや学びに影響を及ぼすおそれがあり、近年、深刻な社会問題として取り上げられています。

このような中、道は、昨年4月にケアラー支援条例を制定したところですが、この問題に対する道の認識とこれまでの取組について伺います。

ヤングケアラーの置かれている状況は様々であり、こうした方々を適切に支援につなげていくためには、道民理解の促進や早期発見、相談の場の確保のほか、日頃から子どもと接する時間が長い学校関係者をはじめ、関係機関や地域との連携が不可欠と考えます。道としての見解を伺います。

道は、さきの条例を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、今年度中に推進計画を策定し、施策を推進していくことと承知していますが、この計画に基づくヤングケアラー支援が実効性のある取組となるよう、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

さきにも触れましたが、学校は、日常的に子どもと接する場所であり、子どもの変化に気づく機会が多いと承知しています。

道教委では、ヤングケアラーへの支援に向けて、どのような取組をしてきたのか、また、今後どのような取組を行っていくのか、教育長に伺います。

次に、主権者教育について伺います。

2016年——平成28年に18歳から投票が可能となりました。7年がたとうとしています。それ以降の投票率を見ますと、特に、18歳、19歳の投票率が全世代と比較して低くなっています。

国政選挙における本道の18歳、19歳の投票率を見ますと、令和元年——2019年の参院選では、全世代が53.76%に対して31.81%、令和3年——2021年の衆院選では、全世代が58.79%に対して44.01%となっており、いずれも全世代より14ポイントから22ポイント低くなっています。

これまで、学校では、国の副教材を活用するなどして、政治の仕組みや原理、投票の方法などについて指導していると承知しております。

本年4月に予定されている北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙、さらに、札幌市では、市長選挙、市議会議員選挙が同時に行われますが、これらを踏まえて、学校における主権者教育の充実が求められますが、道教委として、高校の主権者教育にどう取り組んできたのか、また、中学校における主権者教育にもどう取り組んでいくのか、伺います。

選挙管理委員会に伺います。

若年層の投票率アップは、全体の投票率アップにもつながることです。若年層の投票率アップに向けてどう取り組んできたのか、伺います。

最後に、生徒指導提要の見直しについて伺います。

文部科学省は、昨年12月に、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要を12年ぶりに改訂されました。

その中でも、校則と性的マイノリティーについて伺います。

生徒指導提要では、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化などを踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、絶えず見直しを行うことが求められると明記されています。

道教委では、これまで、校則の見直しに向けて、どのような取組をしてきたのか、あわせて、今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、性的マイノリティーですが、今回の生徒指導提要の改訂で、「性的マイノリティー」に関する課題と対応」という項目が新設されました。その中で、性的マイノリティーに対しては、いまだに偏見や差別が起きているとの現状が示されています。

道教委では、これまで、性的マイノリティーに関する理解に向けて、どのような取組を行ってきたのか、また、今後どのように取組を行っていくのか、伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）藤川議員の質問にお答えいたします。

最初に、道産木材の利用拡大についてであります。豊かな森林に恵まれた本道において産出される木材を建築物に利用することは、地域産業の振興や森林吸収量の確保につながる重要な取組と認識をしております。

このため、道では、市町村職員などを対象に、木造建築の計画、設計等に関する研修会の開催や、相談窓口の設置を行っているほか、本年度立ち上げた、市町村が参画する森林吸収源対策推進協議会において、庁舎などにおける木材利用の優良事例を情報提供しているところであり、道産木材を活用した学校等の整備につながっているところでもあります。

また、市町村や環境保全に関心のある企業等に対し、先進的な木造施設の技術や道庁1階ロビーのデザインなどに加え、木材が二酸化炭素を吸収し、長期にわたって固定するといった利用の意義をPR冊子などを活用して普及し、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」への登録を働きかけるなど、公共施設や民間施設の木造化、木質化が進むよう取り組んでまいります。

次に、インターネット上の人権侵害についてであります。インターネットやSNSの普及により、プライバシーの侵害や誹謗中傷などの人権侵害が深刻な社会問題となっていることから、道では、昨年度改定した人権施策推進基本方針において、新たに、インターネットによる人権侵害を対象分野に加え、啓発活動の推進、リテラシー教育や、安全、安心なインターネット利用の促進に取り組んでおります。

本年度は、意図せず加害者とならないための知識や被害者となった場合の対応方法を学ぶセミナー、子どもを有害情報から守るための保護者向けセミナーを開催し、参加者からは、ネットリテラシーについて幅広く具体的に学べたといった声をいただいたところでもあります。

また、ネットによる人権侵害の防止に関する動画コンテストの実施、大学生との協働によるS

NS被害防止ポスターの作成などに取り組んできたところであり、引き続き、関係機関と連携しながら、インターネットによる人権侵害の防止に向け取り組んでまいります。

次に、ヤングケアラーに対する認識についてであります。道内の児童生徒を対象とした実態調査の結果では、ヤングケアラーに関しての認知度は高い状況にはなく、本人も自らの負担について自覚が乏しいことや、誰にも悩みを相談した経験がないなどの状況が明らかとなっており、周囲の関係者がヤングケアラーに関する認知度を高め、個々の状況を十分に理解して、信頼関係を構築しながら、必要な支援に結びつけていく必要があると認識しております。

道では、これまで、学校や関係機関へのポスター等の配付や街頭ビジョンを活用した情報発信など、啓発活動の展開や、研修会等を通じた関係者の方々への理解促進に努めるとともに、匿名で気軽に相談できるSNSなどによる相談窓口の開設や、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有できるオンラインサロンを設置するなど、地域の相談支援機能の向上に取り組んできたところでもあります。

最後に、今後の取組についてであります。ヤングケアラーを適切な支援につなげていくためには、本人やその御家族はもとより、社会全体の認知度を高め、支援が必要な方を早期に把握し、関係者が連携して支援していくための体制づくりを着実に進めていくことが重要であります。

このため、道では、道民の皆様への理解促進や地域における支援環境の整備に取り組むとともに、年度内に北海道ケアラー支援推進計画を策定し、より実効性のある施策を展開することとしております。

計画では、施策の効果を定期的に分析、評価するための指標として、ヤングケアラーに関する認知度や支援に携わる人材の育成など、11の数値目標を設定し、有識者会議などでの御意見も踏まえながら検証していくこととしております。

こうした取組を通じて、条例に掲げる理念を実現し、ヤングケアラーやその御家族の方々が夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の構築に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）初めに、蓄電池等の導入促進についてでございますが、住宅用の太陽光パネル及び蓄電池の共同購入事業は、事業開始の令和3年度には、札幌市及びその周辺の12市町村を対象地域として400件の申込みがあり、令和4年度には、厚真町、安平町、むかわ町を加えた15市町村で、前年度比で約1.9倍となる744件の申込みがありました。

太陽光パネルと蓄電池を合わせて購入した場合、想定市場価格から約20%、蓄電池のみでは約13%、価格が低減したと認識しております。

本事業は、家庭における再エネの導入促進のみならず、災害時の電源確保としても役立つこと



から、市町村が行う導入補助と併用いただくなど、連携して実施しており、本道のゼロカーボン北海道の実現に向け、さらなる価格低減が進むことを念頭に、対象地域の拡大や道民の方々への周知機会の充実、施工業者への入札参加の呼びかけなど、一層の促進に努めてまいります。

次に、地域脱炭素促進区域についてでございますが、地球温暖化対策推進法では、都道府県は、市町村が設定する促進区域について、環境保全の観点から、この区域に定めることが適切ではないエリアや配慮すべき事項などを基準として定めることができるとされたところでございます。

道では、基準の設定に向けて、現在、環境審議会において、設定の基本的な考え方や促進区域から除くべき具体的な区域、配慮事項について御審議いただいております。

今後は、国や道が設定する基準に従い、具体的な促進区域を検討する市町村の意見もお聞きし、審議会での議論の参考としていただくこととしておりまして、地域において、円滑な合意形成の下、適正に環境に配慮された再エネ事業の促進が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 環境生活部長森隆司君。

○環境生活部長森隆司君（登壇）人権施策に関し、最初に、性の多様性への理解の促進についてでございますが、道では、性の在り方の多様性を理解し、認め合う職場づくりに向けて、昨年3月ににじいろガイドブックを作成し、経済団体の御協力もいただきながら、道内企業などに広く冊子や電子媒体で配付をし、社内研修などでの活用をお願いしてきたところでございます。

また、本年度は、このガイドブックを活用して、庁内の研修会や理解促進のためのセミナーでありますにじいろ講座を道内各地で開催し、市町村や企業、学校、団体などの参加者の方々からは、性の多様性の理解や性的マイノリティーが身近に存在することの気づきが得られたとの声を多くいただいたところであり、引き続き、様々な機会を通じまして、性の多様性についての理解が深まり、適切な配慮の輪が広がるよう取組を進めてまいります。

次に、施策の推進についてでございますが、人権施策の推進に当たりましては、様々な主体との協力と連携の下に取組を進めていくことが重要と考えているところでございます。

このため、道といたしましては、引き続き、道民をはじめ、市町村、企業やNPOなどの民間団体の方々に対しまして、推進基本方針に基づく道の施策について、道のホームページやセミナーなど、様々な機会を通じて分かりやすくお伝えしながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、一層の連携が図られますよう取り組んでまいります。

○議長小畑保則君 保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君。

○保健福祉部少子高齢化対策監鈴木一博君（登壇）ヤングケアラーへの支援に関し、関係機関との連携についてであります。ヤングケアラーやその家族が抱える問題は多様であり、日常生活で長い時間を過ごす教育現場での気づきをはじめ、家庭の状況を把握している市町村や児童相談所のほか、地域の保健、医療、福祉などの関係機関が情報を共有しながら、適切な支援を実施していくことが重要と考えております。

このため、道では、児童相談所の所管圏域ごとに関係機関からの相談に対する助言や適切な支援へのつなぎなどを担うコーディネーターを配置しておりますほか、地域における実態把握の手法や支援体制の構築等に向けた助言を行うアドバイザーを派遣するとともに、道教委と連携して、教育と福祉の両面に通じたスクールソーシャルワーカーの派遣を実施しているところであります。

また、市町村に対して、課題を抱えている子どもの状況を把握しながら、必要に応じて地域の関係機関が参画する協議会の活用を促すなど、支援機能の充実強化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長小畑保則君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）藤川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ヤングケアラーへの支援についてであります。道教委では、北海道ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、これまでに、札幌市を除く道内全ての公立学校を対象に、関係機関と連携したヤングケアラー支援のガイドラインを作成、配付するとともに、オンデマンドによる研修を実施したほか、学校と教育委員会、児童相談所等との連携に向け、道内4ブロックで連絡協議会を実施し、各機関の役割について共通理解を図ったところです。

今後、学校での具体的な支援について、計画的に研修が実施できるよう、ガイドラインの活用と併せ、校内研修パッケージを作成、配付するとともに、連絡協議会の開催などを通して、関係機関と連携した支援体制の充実に努めてまいります。

次に、主権者教育についてであります。政治参加の重要性や選挙の意義などの理解を深めることは大切でありまして、道教委では、成年年齢を間近に控えた高校生に対し、総合的な探究の時間や公民科等の授業はもとより、北海道選挙管理委員会と連携した出前講座を行うなど、指導の充実に取り組んでおります。

今後、高校においては、生徒と市町村議会との意見交換や裁判所での模擬裁判などに取り組む事例を広く普及し、生徒自ら現代の諸課題を追求し、また、解決できる学習活動を充実させるとともに、中学校においても、地域の関係機関と連携を図った模擬選挙や子ども議会など、生徒の関心を高める事例を普及するなどして、生徒一人一人が主権者として求められる力を身につけることができる指導の充実に取り組んでまいります。

次に、校則の見直しについてであります。学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況が変化中、学校では、校則の内容が、児童生徒の実情、保護者の皆様の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すことが必要です。

道教委では、令和3年12月に、各道立学校に対し、校則の見直しに関する取組を進めるよう通知し、現在、全ての道立高校でホームページに校則を掲載し、9割を超える高校において、校則の見直しに当たって、生徒同士が話し合う機会や、保護者や地域住民の方々などから意見を聴取する仕組みをつくるなどの取組が進められております。

今後は、各道立高校の取組状況に応じて必要な指導を行うほか、中学校にもその成果を普及するなどして改善を促し、生徒一人一人の人権や個性が尊重され、よりよい学校生活を送ることができる体制づくりを支援してまいります。

最後に、性的マイノリティーへの理解についてであります。学校生活を送る上で、性的マイノリティーも含め、全ての児童生徒が互いに多様な他者を認め合うことが大切であり、学校においては、教職員が性的マイノリティーについて理解を深めることが重要です。

道教委では、性的マイノリティーに関する理解促進に向け、教職員研修資料の作成、配付や指導助言を行うほか、本年2月には、市町村教育委員会職員や道立学校長等を対象に、専門家の講演などによる研修会を実施しているほか、今後、改定を予定しているいじめ防止基本方針に、新たに性的マイノリティーに関する内容を追加し、スクールカウンセラーと連携した相談しやすい環境の整備はもとより、適切な支援策に関する教職員研修の一層の充実を図り、全ての学校で児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 選挙管理委員会委員長石塚正寛君。

○選挙管理委員会委員長石塚正寛君（登壇）藤川議員の御質問にお答えいたします。

主権者教育に関しまして、若年層の投票参加に向けた取組についてであります。選挙権年齢が18歳以上へと拡大された平成28年から、北海道選挙管理委員会では、高校生や大学生などを対象に、政治意識の醸成や選挙の意義の理解促進を図る出前講座や、まんがコンクールを実施するなど、若年層への啓発に努めてきております。

また、令和4年7月の参議院議員選挙では、北海道を拠点に活動するボーイズユニット「NORRD（ノール）」をイメージキャラクターとして、ユーチューブ動画やティックトック動画を作成するなど、若年層に重点を置いた啓発を展開しており、こうした動画を多くの方々に視聴いただいたことは、選挙への関心を高めることにつながったと考えております。

北海道選挙管理委員会といたしましては、出前講座をはじめとする高等学校等との連携を深めるとともに、選挙時においては、インターネットやSNSを一層活用するなど、北海道の未来を担う若年層の皆様が、民主主義の根幹である選挙に一人でも多く参加いただけるよう、選挙啓発の充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。（拍手）

○議長小畑保則君 藤川雅司君。

○36番藤川雅司君（登壇・拍手）（発言する者あり）答弁をいただきましたが、指摘を交えて再質問をいたします。

まず、指摘であります。ヤングケアラー支援についてであります。

答弁にもありましたが、新聞報道、あるいは、ヤングケアラーに関する書籍が発行されておまして、当事者の直接のお話を、そういうところで情報を収集することができますが、それぞれに事情が違うということがよく分かりました。

関係機関の連携を密にして、さらには、市町村自治体と連携して、必要な支援がなされるような施策を行っていただきたい、そう指摘をしておきます。

主権者教育でありますけれども、道教委の守備範囲ではないのかもしれませんが、中学校からの主権者教育も重要であります。

若いうちから政治に関心を持つ、そういうことが、将来的には、投票率の向上、あるいは、政治参加の醸成にもつながると、こういうふうに思いますので、必要であれば、国に中学生向けの副教材の作成を求めるなど、中学生向けの主権者教育の充実を図るべきことを指摘しておきます。

再質問ですが、まず、エネルギー施策です。

先ほど、答弁にもありましたが、道が発行しているチラシを見ますと、太陽光パネルだけ、太陽光パネルと蓄電池、蓄電池だけという3パターンが紹介されておりまして、10%から20%近くの割引の例が示されているわけですが、それでも150万円から280万円かかるわけで、かなり高額になっております。一般家庭ではなかなか購入が難しいのではないかというふうに思います。

自治体は、それぞれ、助成制度により導入促進を図っていますが、ゼロカーボン北海道を目指す道として、金銭的助成を何もしないということにはならないのではないのでしょうか。道の本気度が問われると思います。

道としても独自の助成制度をつくるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、人権施策であります。

人権という名称がついていないという指摘をしましたが、例えば、関東の1都6県では、人権という担当が分かる名称であります。

以前は、例えば、同和問題などを抱える地域で人権が非常に意識されてきたわけですが、最近では、人権は国際的な課題であり、また、ビジネスの世界でも人権に非常に敏感になっている時代であります。

名称は、極めて重要と考えます。さらに、知事の人権施策に対する基本スタンスの問題だというふうに思います。

人権施策担当課などと名称を変えるべきと考えますが、再度伺います。（拍手）（発言する者あり）

○議長小畑保則君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）藤川議員の再質問にお答えいたします。

最初に、蓄電池等の導入促進についてであります。道としては、ゼロカーボン北海道の実現において重要な手だてとなる太陽光パネルや蓄電池の住宅などへの普及に向け、共同調達の対象地域の拡大や広報の充実、施工業者の方々への積極的な入札参加の呼びかけを行うとともに、道民の皆様へ価格低減効果の理解を深めていただくことなどにより、着実に導入が促進されるよう努めてまいります。

次に、人権施策についてでありますけれども、施策の推進に当たっては、道民の皆様をはじめ

め、様々な主体との協働と連携の下に、取組を進めていくことが重要であると考えております。

道としては、引き続き、基本方針に基づく施策や道の取組内容について、様々な機会を通じて分かりやすくお伝えするよう努めるなど、人権が尊重される社会の実現に向けて、一層の連携と理解の促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長小畑保則君 藤川雅司君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

2月24日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時39分散会